

事業シート (概要説明書)		事業名：木製粗大ごみの再生事業				
担当局名	市民環境本部	予算事業名	木製粗大ごみ再生事業			
担当部名	環境担当部	上位施策 事業名	廃棄物の資源化を促進する	作成責任者		
担当課・係名	環境業務課・ごみを減らす係			池田 俊彦		
事業開始年度	平成12年度	根拠法令	なし			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	■業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者：松戸市清掃事業協同組合)					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： ) 実施主体： )					
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	家庭より排出される木製粗大ごみの中で、修理等を行うことで再利用が可能になった品物を展示し、利用を希望する市民に安価で販売を行うことで、資源保護の必要性を感じてもらい、物を大切にしてもらう心を育むことを目的としている。				
	対象 (誰・何を対象に)	市内在住または市内在勤・在学の方 (申込は一世帯一点限り)				
	事業内容 (手段、手法など)	①家庭より排出される木製粗大ごみ (タンス・机・本棚など) の中から再生利用可能な物を選別し、保管する。 ②保管品を清掃及び簡単な修理を行い、展示・販売可能な状態にする。 ③展示品の値決めを、消費者情報に詳しい市民団体に依頼する。 ④展示品をミニリサイクルプラザ (和名ヶ谷クリーンセンター内) に展示し、来場者はほしい品物の申し込み手続きを行う。 ⑤当選者を決定するため、抽選会 (2ヶ月に1回) を実施し、当選者に通知する。 ⑥当選者は、引取期間内に代金を支払い、品物を持ち帰る。				
事業の必要性	資源循環型社会を構築するためには、発生抑制 (リデュース) や再生利用 (リサイクル) を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用したものをそのままの形で繰り返し使う再使用 (リユース) も大切である。 当該事業は物を大切に長く使うという観点を啓発する事業として有効であると考えている。					
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	4,207 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	732 千円		担当正職員	732 千円	0.1 人
総計	4,939 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)	4,195		売払収入 943	一般財源 3,252	
	H20(決算)	4,191		売払収入1,089	一般財源 3,102	
	H21(決算)	4,188		売払収入 943	一般財源 3,245	
	H22(予算)	4,207		売払収入 480	一般財源 3,727	
平成22年度 事業費内訳	報償費 30,000円 (価格決定謝礼)、 消耗品費 40,000円 (当選通知用宛名シール)、 印刷製本費 60,000円 (当選通知用封筒)、 通信費 48,000円 (当選通知郵送料)、 委託料 4,119,000円 (再生事業委託)				計 4,207,000円	

事業シート (概要説明書)		事業名：木製粗大ごみの再生事業			
担当局名	市民環境本部	予算事業名	木製粗大ごみ再生事業		
担当部名	環境担当部	上位施策 事業名	廃棄物の資源化を促進する	作成責任者	
担当課・係名	環境業務課・ごみを減らす係			池田 俊彦	
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	ミニリサイクルプラザ来場者数	人	2,690	2,416	3,000
	リサイクル品販売点数	点	416	372	430
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	コスト総計/ミニリサイクルプラザ来場者数	円	1,830	2,036	1,646
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	ミニリサイクルプラザ来場者が減少しているが、広報活動のレベルアップを図り、目標来場者数3,000人を達成したい。 展示品の種類や程度により販売点数に影響するものの、リサイクル品購入希望者は20年度963人、21年度1,064人と増加していることから、物を大切に再利用する心の醸成に、この事業が役立っていると考えている。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	リサイクル品購入希望者数	人	963	1,064	1,100
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	来場者数が増加しない要因として、ミニリサイクルプラザ(和名ヶ谷クリーンセンター内設置)の警備上の問題があり、土曜・日曜及び祝日の開場ができないことが考えられる。 今後の方向性として、ごみを削減するためには、発生抑制(リデュース)や再生利用(リサイクル)を進めるとともに、物の使い捨てをやめて、一度使用した物を繰り返し使う再利用(リユース)が大切なことから、施設の管理上の問題はあるものの、修理作業の写真パネルの展示やホームページの充実などを行い、引き続き事業を継続していきたい。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	市川市、船橋市などで類似の事例があるが、清掃工場に搬入された木製粗大ごみの中から再生利用可能な物を選別し、修理・展示・販売を実施しているのは本市のみである。				
特記事項 (事業の沿革等)	松戸市清掃事業協同組合が、市民参加型のリサイクル啓発活動の拠点として、平成9年1月17日に「ミニリサイクルプラザ」を自主的に開設したことにより、運営費の一部を補助することとし平成9年度から11年度まで3年間補助事業を実施した。 平成12年3月26日に「ミニリサイクルプラザ」が閉館。平成12年5月15日和名ヶ谷クリーンセンター内に再生品展示場(ミニリサイクルプラザ)を開設し、運営を松戸市清掃事業協同組合に委託した。				

# 木製粗大ごみ再生事業フロー

○環境業務課による委託業務

粗大ごみ受付業務(委託)

収集・運搬(委託)

和名ヶ谷クリーンセンター

→ 再生可能物

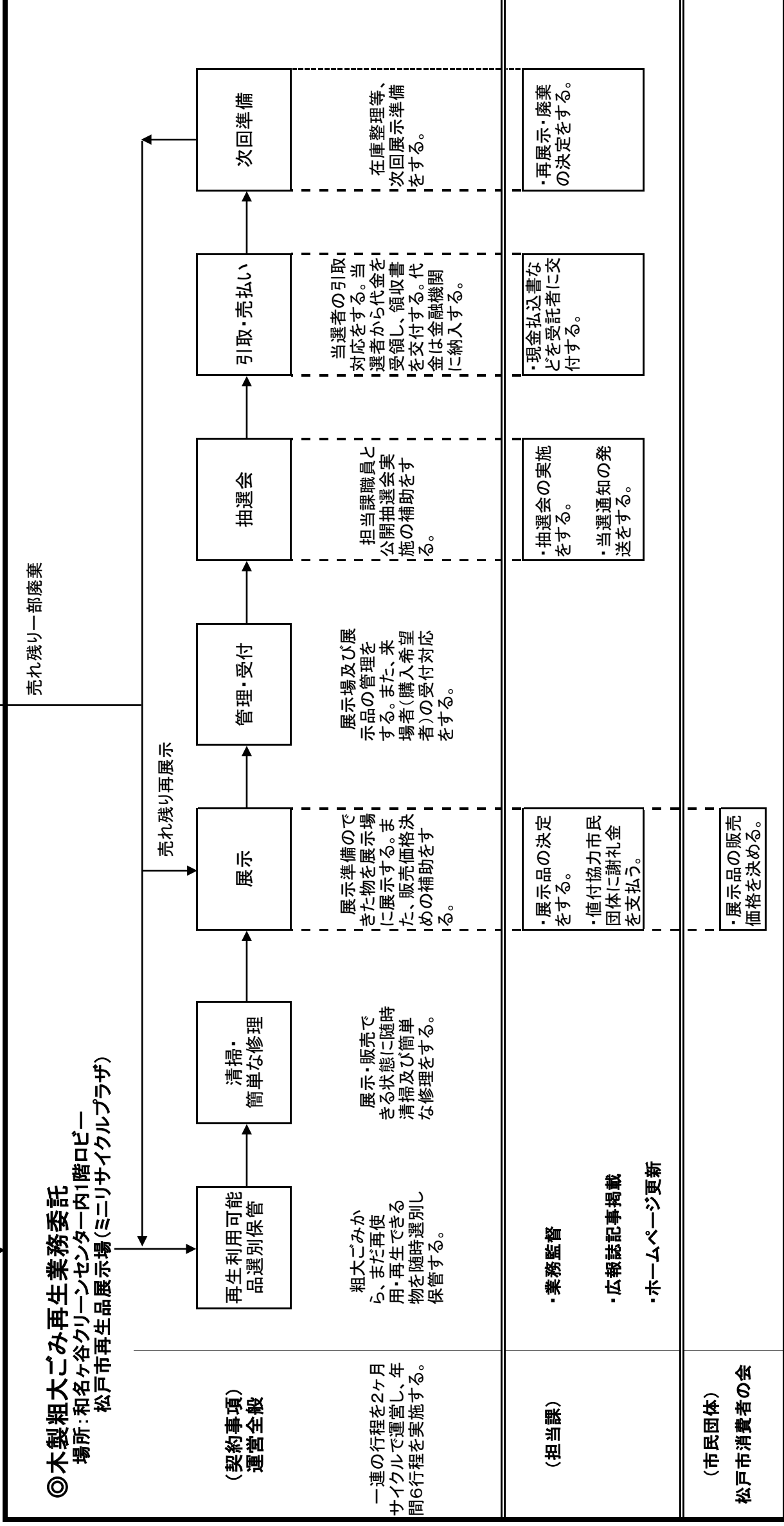
→ 再使用・再生に耐えない物

→ 破碎・焼却

## 平成22年度ミニリサイクルプラザ展示・販売予定

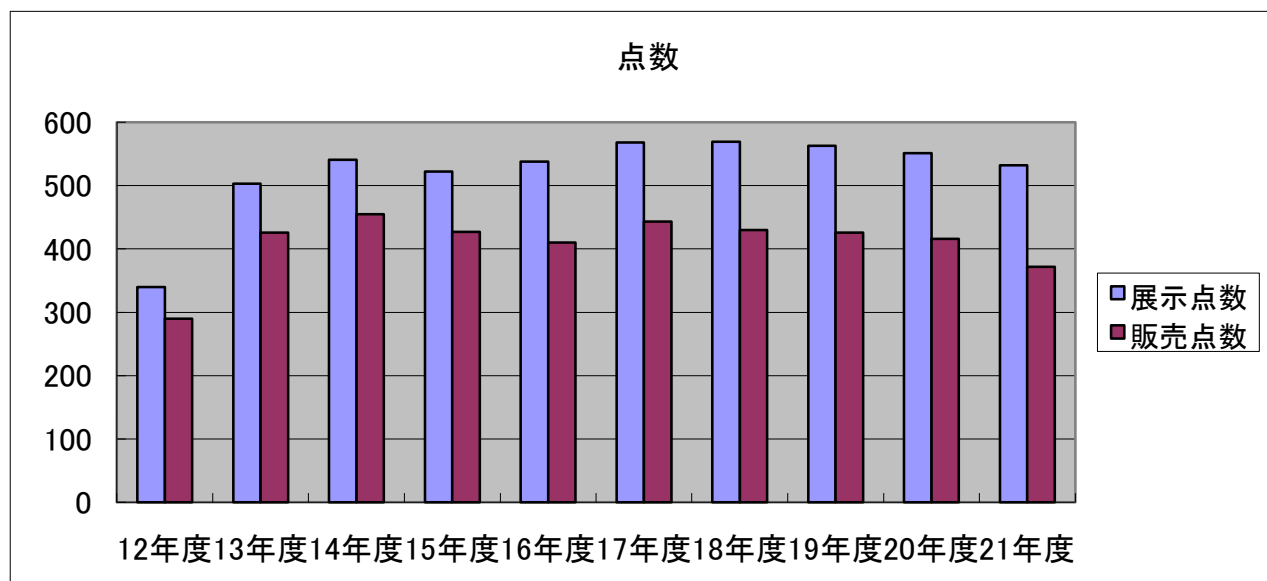
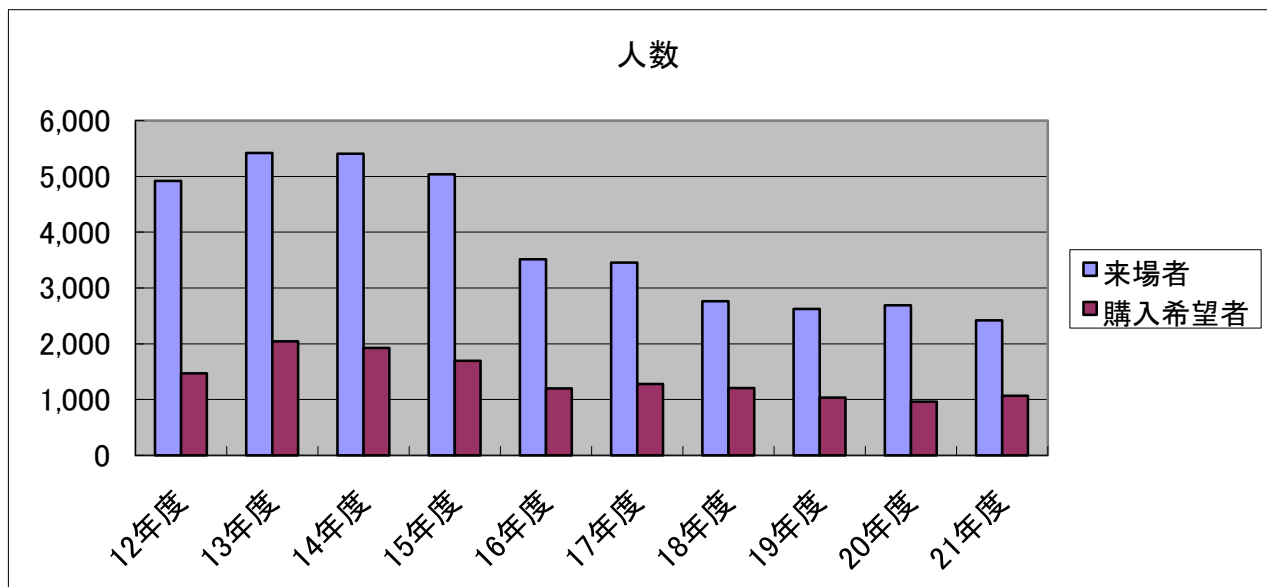
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
受付期間	H22.2.22(月)～4.12(月)	H22.4.26(月)～6.14(月)	H22.6.28(月)～8.9(月)	H22.8.23(月)～9.27(月)	H22.10.12(火)～12.13(月)	H22.12.27(月)～23.2.14(月)
抽選会	H22.4.12(月)	H22.6.14(月)	H22.8.9(月)	H22.9.27(月)	H22.12.13(月)	H23.2.14(月)
引取期間	H22.4.12(月)～4.22(木)	H22.6.14(月)～6.24(木)	H22.8.9(月)～8.19(木)	H22.9.27(月)～10.7(木)	H22.12.13(月)～12.22(木)	H23.2.14(月)～2.24(木)
値決め日	H22.4.23(金)	H22.6.25(金)	H22.8.20(金)	H22.10.8(金)	H22.12.24(金)	H23.2.25(金)

開場時間：月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで(祝日・振替休日・12月29日から1月3日は休場)



## 年度別 ミニリサイクルプラザ(松戸市再生品展示場)の利用実績

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
展示会回数	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	59回
<b>来場者</b>	<b>4,919</b>	<b>5,418</b>	<b>5,410</b>	<b>5,040</b>	<b>3,515</b>	<b>3,456</b>	<b>2,759</b>	<b>2,621</b>	<b>2,690</b>	<b>2,416</b>	<b>38,244人</b>
購入希望者	1,469	2,046	1,923	1,695	1,200	1,280	1,202	1,034	963	1,064	13,876人
展示点数	340	503	541	522	538	568	569	563	551	532	5,227点
<b>販売点数</b>	<b>290</b>	<b>426</b>	<b>455</b>	<b>427</b>	<b>410</b>	<b>443</b>	<b>430</b>	<b>426</b>	<b>416</b>	<b>372</b>	<b>4,095点</b>
売上額	329,600	369,400	553,300	472,600	432,100	619,500	885,900	943,400	1,089,300	943,800	6,638,900円



事業番号1-2

事業シート (概要説明書)		事業名：ごみ減量促進事業(減量機器類普及・促進業務(生ごみ処理容器等購入費補助制度))				
担当局名	市民環境本部	予算事業名	ごみ減量促進事業(減量機器類普及・促進業務)			
担当部名	環境担当部	上位施策 事業名	廃棄物の減量を促進する	作成責任者		
担当課・係名	環境業務課・ごみを減らす係			加藤かほる		
事業開始年度	平成元年7月開始	根拠法令	生ごみ処理容器等補助金交付規則			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者: )					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 市内在住の住民 実施主体: )					
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )					
事業概要	目的 (何のために)	家庭厨芥類の自家処理のため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器を購入し、かつ、設置した者に対し補助金を交付することにより、ごみ減量促進事業に資することを目的とする。				
	対象 (誰・何を対象に)	(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主 (2) 堆肥化及び減量化された生ごみを自己の責任において処理することができる者。				
	事業内容 (手段、手法など)	生ごみ処理容器等を購入した世帯主に対し、下記の範囲で購入費の補助金を交付する。 領収書の写しを添付し、交付申請する。 補助金額 コンポスト容器・・・1/2相当額 限度額 6,000円 2基まで/1年度につき EM菌等使用容器・・・1/2相当額 限度額 6,000円 4基まで/1年度につき 電気式生ごみ処理機・・・1/3相当額 限度額20,000円 1基/1年度につき 事務処理手順 申請受付⇒確認・審査⇒決定通知送付⇒請求書受理・審査⇒支払				
	事業の必要性	松戸市の家庭系生ごみは全量を焼却処分している現況であり、生ごみ減量施策は本制度以外はない。最終処分を市外に委ねている本市にとっては重要な施策の一つである。 ごみ処理基本計画では、生ごみの減量には家庭からの排出段階での減量意識の定着と減量行動実践が必要としていることから、引き続き、生ごみ処理容器等の利用促進に向けた積極的な啓発は必要と考えている。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	4,207 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	878 千円		担当正職員	878 千円	0.12 人
総計	5,085 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)	3,493	100%	一般財源	3,493	
	H20(決算)	2,728	100%	一般財源	2,728	
	H21(決算)	2,264	100%	一般財源	2,264	
	H22(予算)	4,207	100%	一般財源	4,207	
平成22年度 事業費内訳	需用費 印本費 3,000 円 (通知送付用封筒) 通信費 24,000 円 (通知郵送用) 負担金補助及び交付金 補助金 4,180,000 円 (容器 50基 機器 240基)					

事業シート (概要説明書)

事業名：ごみ減量促進事業(減量機器類普及・促進業務(生ごみ処理容器等購入費補助制度))

事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)			
	コンポスト容器 EM容器	基	97基	65基	50基			
	電気式生ごみ処理機	基	158基	149基	240基			
	合計	基	255基	214基	290基			
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	コスト総計/生ごみ処理容器・機械の基数	円	3,606千円/255基	3,142千円/214基	5,085千円/290基			
			14,141円	14,682円	17,534円			
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	制度開始当初に比較すると、利用基数の減少が見られるが、ごみ減量に高い関心を持つ市民には減量機器の普及が図られている。 なお、原単位(市民1人1日当たりの排出量)は年々減少している。		年度別の目標と実績					
			年度	H20	H21	H22	H23	H24
			基本計画の目標	300	350	400	450	500
		実績基数	255	214	—	—	—	
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)			
	様々な減量施策のうち、当該事業は市民のごみ減量意識の高揚につながり、原単位の削減に寄与している。	g	820.9	790.3	780.0			
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>最終処分場を市外に依存している本市においては、様々なごみ減量施策を実施することによって減量の成果を上げている。</p> <p>生ごみの減量施策に限ると本事業が唯一の事業である。</p> <p>したがって、生ごみ処理容器等の購入費補助は継続実施していきたい。</p> <p>制度の周知について、イベント実施、広報、ホームページ等で充実を図っていく。</p>							
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>東葛地域の各市、全国的にも多くの市が同様の事業がされている。</p> <p>本市においては、様々なごみ減量の啓発事業を行っている中の生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度であり、啓発事業の一部と位置づけて実施した中で、市民1人の1日当たりのごみ排出量(原単位)の目標を既に達成し、他市の原単位を下回っている。</p>							
特記事項 (事業の沿革等)	<p>平成元年7月1日から生ごみ処理容器購入費補助金交付規則を施行し、同年4月1日以降購入した市民を対象に適用した。</p> <p>平成6年4月1日から、電気式生ごみ処理機を対象に加えるとともに、処理容器の購入費補助限度額を現行の6,000円に引き上げた。</p> <p>平成9年4月1日から、電気式生ごみ処理機の購入費補助限度額を現行の20,000円に引きあげた。</p> <p>平成13年、平成18年、平成19年にアンケートを実施した結果では減量効果あると回答を得ている。</p> <p>平成19年度実施のアンケートでは、回答者のうちの98%が生ごみが減った、90%がトラブルが発生していない、使ってよかったと回答があった。</p>							

## 生ごみ処理容器等購入費補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、家庭厨芥類の自家処理のため、生ごみ処理容器及び生ごみ減量化機器（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者に対し、補助金を交付することにより、ごみ減量促進事業に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「生ごみ処理容器」とは、微生物を利用し生ごみを発酵分解し、たい肥化することを目的として製造された物で、市長が認めたものをいう。

2 この規則において、「生ごみ減量化機器」とは、生ごみを機械的に水分除去するとともに、減量化及びたい肥化することが可能な機器で、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次に掲げる要件を備えている者に対し交付する。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。
- (2) たい肥化及び減量化された生ごみを自己の責任において処理ができること。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額（100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

- (1) 生ごみ処理容器 生ごみ処理容器の購入価格の2分の1に相当する額とし、1基について6,000円を限度とする。
- (2) 生ごみ減量化機器 生ごみ減量化機器の購入価格の3分の1に相当する額とし、1基について20,000円を限度とする。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理容器等の数は、1年度につき、生ごみ処理容器にあっては1世帯当たり2基以内、生ごみ減量化機器にあっては、1世帯当たり1基とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書（第1号様式）に生ごみ処理容器等購入領収書の写しを添えて、当該生ごみ処理容器等を購入した日から起算して1年を経過する日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、交付の可否を決定し、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、補助金の請求をしようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（第3号様式）に決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成元年7月1日から施行する。

(適用)

2 この規則は、平成元年4月1日以降生ごみ処理容器を購入し、かつ、設置した者に対し適用する。

### 付 則 （平成6年3月31日松戸市規則第33号）

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(措置経過)

2 この規則による改正後の生ごみ処理容器等購入費補助金交付規則の規定は、この規定の施行の日以降に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の支給について適用し、同日前に購入した生ごみ処理容器の支給については、なお従前の例による。

### 付 則 （平成9年3月31日松戸市規則第32号）

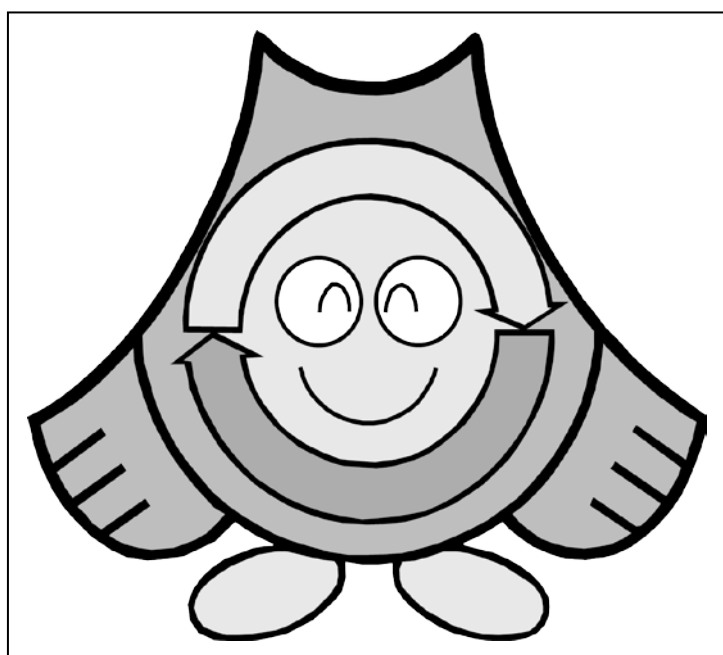
(施行期日等)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の生ごみ処理容器等購入費補助金交付規則第4条第1項第2号の規定はこの規則の施行の日以降に購入した生ごみ処理容器等に係る補助金の額については、なお従前の例による。

生 ご み 処 理 容 器 等

購 入 費 補 助 金 制 度 に つ い て



松戸市ごみ減らしシンボルキャラクター

クリンクルちゃん

松戸市では、生ごみを処理する容器、機器を購入した方に対し  
購入費の一部を補助しています。

あなたも、ごみを減量して、「ごみ減らし」してみませんか！

松 戸 市



## 制度について

### 〔対象者〕

次の要件に該当する方で、容器等を購入し、設置した方が対象になります。

- ① 市内に住民登録があり、実際に居住している世帯主の方。
- ② 堆肥化及び減量化された生ごみを自己の責任において処理できる方。

—補助要綱抜粋—

### 〔補助金額及び基数〕

- ① コンポスト容器・・・購入価格の**2分の1**相当額（100円未満切捨て）  
6,000円が限度で1年度中2基まで補助対象
- ② EM菌等使用容器・・・購入価格の**2分の1**相当額（100円未満切捨て）  
6,000円が限度で1年度中4基まで補助対象
- ③ 電気式生ごみ処理機・・・購入価格の**3分の1**相当額（100円未満切捨て）  
20,000円が限度で1年度中1基まで補助対象

※電気式生ごみ処理機につきましては、認定制度（松戸市が確認しているもの）をとっておりますので、購入前に別紙一覧表参照または環境業務課に問い合わせください。

### 〔申請に必要なもの〕

- ① 領収書 販売店で、容器等を購入し、世帯主の名前で領収書（レシート不可）をもらいます。  
※1 領収書の金額は、本体購入価格（税込）に限ります。  
EM発酵剤・分解媒体剤・工賃などは、対象外です。  
※2 購入日から1年以内のものが対象です。  
※3 領収書備考欄等にメーカー・品名・型番等が記載されていること。
- ② 口座番号 補助金は、振込みとなりますので、世帯主名義の金融機関の普通預金口座番号を用意してください。  
（振込みまで多少時間がかかりますのでご了承ください。）  
※ 世帯主以外の口座に振込みを希望する方は、委任状が必要となります。
- ③ 認め印 口座印でなくても結構です。

以上、3点が準備できましたら、市役所環境業務課もしくは、お近くの支所で申請手続きをしてください。

問い合わせ先

松戸市役所 市民環境本部 環境担当部 環境業務課 ごみを減らす係  
電話 047-366-7332（直通）

## 生ごみ処理容器等の種類

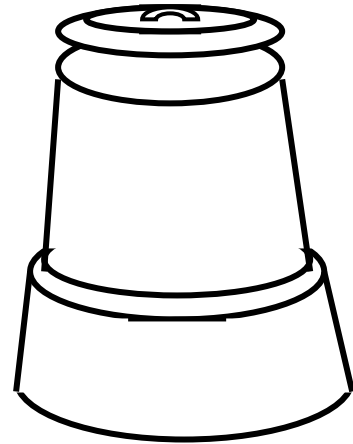
※ 外で使用する容器については、匂いなどによりご近所へ迷惑を掛けな  
いようご注意ください。

### ① コンポスト容器

容器を土の中に少し埋め、土中の微生物の働きによって生ごみを発酵分解させ堆肥化するもの。

〔価格帯〕 3,000 円～10,000 円程度

〔扱 店〕 農協、ホームセンター他

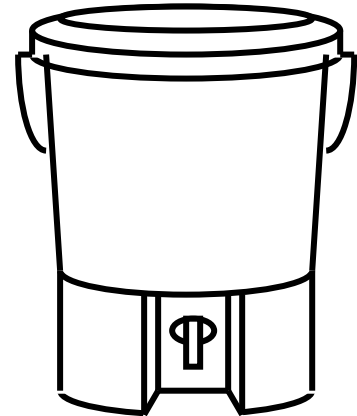


### ② EM 菌等使用容器

容器に生ごみをその都度入れ、EM 発酵剤等を 10～20 g 振りかけ、（この作業を容器が一杯になるまで繰り返す）生ごみを発酵させる。一週間から 10 日間熟成期間をおき、堆肥化させるもの。

〔価格帯〕 1,700 円～10,000 円程度

〔扱 店〕 農協、ホームセンター他



### ③ 電気式生ごみ処理機

#### <1>乾燥型

生ごみを機械により温風乾燥させ生ごみの量を減少、堆肥化するもの。

#### <2>バイオ（微生物分解）・消滅型

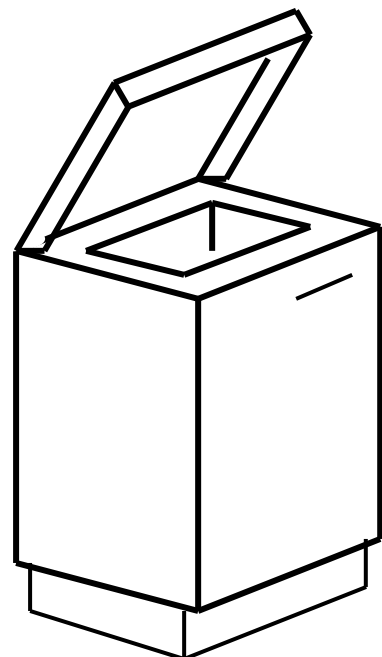
分解媒体剤を機械に入れ、生ごみと媒体剤を攪拌して生ごみを分解、消滅させるもの。（分解媒体剤を交換の必要がある。）

〔価格帯〕 35,000 円～300,000 円程度

〔扱 店〕 各電気店等

※ 補助対象機種あり。

（別紙一覧表参照、及び環境業務課へ問い合わせください。）



事業シート (概要説明書)		事業名：地球温暖化防止事業(減CO2大作戦推進業務)				
担当局名		予算事業名	減CO2大作戦推進業務			
担当部名	環境担当部	上位施策 事業名	地球温暖化防止事業		作成責任者	
担当課・係名	環境計画課減CO2担当室				町山貴子	
事業開始年度	平成21年度	根拠法令	地球温暖化対策の推進に関する法律第20条			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者：）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）					
	□貸付（貸付先：） □その他（）					
事業概要	目的 (何のために)	地球を健全な姿で未来に引き継ぐため、「松戸市地球温暖化対策推進計画」(松戸市減CO2大作戦)に基づき、松戸市全体から排出される温室効果ガスを削減する。				
	対象 (誰・何を対象に)	市民・事業者・市				
	事業内容 (手段、手法など)	減CO2大作戦6つの柱による取り組み 1 ライフスタイルの改革 ・地球にやさしい行動宣言 ・減CO2の日、減CO2週間 ・協働事業（各種講座） ・減CO2ひまわり作戦 など 2 ワークスタイルの改革 ・減CO2宣言事業所制度 ・環境マネジメントシステム認証取得費補助制度 など 3 車社会の改革 ・電気自動車普及促進事業 など 4 都市構造の改革 ・減CO2評価制度 ・減CO2どんぐり作戦 など 5 エネルギー源の改革 ・減CO2評価制度 ・住宅用太陽光発電導入対策費補助金など 6 家電製品などの改革 ・協働事業（講座） ・出前講座 ・情報提供（広報、HP）など 7 減CO2大作戦実績把握 ・市民アンケート（1,000名）の実施 ・事業所アンケート（1,000事業所）の実施 ・地球温暖化対策地域推進計画推進委員会 （構成員：有識者、事業者代表、市民等 15名）の開催				
事業の必要性	地球温暖化問題は今すぐ取り組まなければならない喫緊の問題のひとつである。松戸市は東京都近くに位置するため、ベットタウンとしての要素が多く、温室効果ガス排出割合も全国、千葉県と比較すると家庭部門の割合が高い。このことから短期戦略期間は、市民への啓発を中心に温室効果ガス削減を推進し、効果をあげている。					
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	12,580 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	31,962 千円		担当正職員	31,962 千円	4.37 人
	総計	44,542 千円		臨時職員他	0 千円	0 人
事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合			財源内訳
	H19(決算)	—				
	H20(決算)	—				
	H21(決算)	6,088	国庫補助金766	広告掲載料等706	一般財源4,616	
	H22(予算)	12,580	国庫補助金2,700	広告掲載料等969	一般財源8,911	
平成22年度 事業費内訳	(歳入予算 3,669千円) 内訳：国庫補助金2,700千円（太陽光補助金）、広告掲載料900千円（電気自動車3台）、雑入69千円  (歳出予算12,580千円) 内訳：報償費・・1,333千円（推進委員会報償、講師謝礼等）、需用費・・1,460千円 役務費・・300千円、使用料及び賃借料・・2,487千円（電気自動車3台リース料）、 負担金補助及び交付金・・7,000千円（太陽光発電システム補助金200基分） （環境マネジメント取得費補助金10社分）等					

事業シート (概要説明書) 事業名: 地球温暖化防止事業(減CO2大作戦推進業務)

事業実績

【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
1 ライフスタイルの改革 我が家でできる省エネ行動実施率	%	※ 48.7	65.2	68.5
2 ワークスタイルの改革 削減目標を持って取り組む事業所の割合	%	※ 3.8	19.4	22.9
3 車社会の改革 ① 自家用自動車の台数減 ② 燃費の向上	① 台 ② km/ℓ	※ 0 ※ 15.5	△1,195 17.8	△5,996 18.5
4 都市構造の改革 50万本植樹計画 どんぐり作戦(※2) 植樹本数	単年度数 累積本数	57,920 102,272(※3)	23,076 125,348	47,168 172,516
5 エネルギー源の改革 太陽光発電システム設置基数	単年度数 累積基数	177 314(※3)	287 601	493 1,094
6 家電製品などの改革 家電購入時の省エネ家電選択率	%	—	69.6	73.1

※ 基準年度 (H18年度実績) ※2 どんぐりはH23から植樹 ※3 H19~20の累積数

単位当たりコスト  
(コスト総計/活動指標)

減CO2大作戦による効果とコスト

活動指標	単位	H21年度(実績) 決算ベース	H22年度(目標) 予算ベース
1 ライフスタイルの改革によるCO2削減量	円/kgCO2	事業費 16,342,082円/ 削減量20,180,000kgCO2 ≒0.81円/kgCO2	事業費 17,672,906円/ 削減量24,215,000kgCO2 ≒0.73円/kgCO2
2 ワークスタイルの改革によるCO2削減量	円/kgCO2	事業費 3,147,321円/ 削減量15,350,000kgCO2 ≒0.21円/kgCO2	事業費 3,681,564円/ 削減量18,794,000kgCO2 ≒0.20円/kgCO2
3 車社会の改革によるCO2削減量	円/kgCO2	事業費 3,055,177円/ 削減量17,810,000kgCO2 ≒0.17円/kgCO2	事業費 4,337,643円/ 削減量25,787,000kgCO2 ≒0.17円/kgCO2
4 都市構造の改革によるCO2削減量	円/kgCO2	事業費 2,944,416円/ 削減量14,878,000kgCO2 ≒0.20円/kgCO2	事業費 3,040,869円/ 削減量20,503,000kgCO2 ≒0.15円/kgCO2
5 エネルギー源の改革によるCO2削減量	円/kgCO2	事業費 8,332,534円/ 削減量667,000kgCO2 ≒12.49円/kgCO2	事業費 11,390,154円/ 削減量1,214,000kgCO2 ≒9.38円/kgCO2
6 家電製品などの改革によるCO2削減量	円/kgCO2	事業費 0円/ 削減量81,734,000kgCO2 =0円/kgCO2	事業費 0円/ 削減量85,821,000kgCO2 =0円/kgCO2
7 その他経費 (推進委員会・アンケート経費)		事業費 4,228,186円	事業費 4,418,651円
合計	円/kgCO2	事業費38,049,716円/ 削減量150,619,000kgCO2 ≒0.25円/kgCO2	事業費 44,541,787円/ 削減量176,334,000kgCO2 ≒0.25円/kgCO2

成果目標  
(現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)

減CO2大作戦計画短中長期目標

	計画期間	削減目標
(基準年)	1990年度	1990年度松戸市温室効果ガス排出量 1,769千t/年
短期目標	短期戦略期間 2009年度~2012年度 (4年間)	2012年度の温室効果ガス排出量を1,662千t/年以下にする。 (対1990年度比6.0%削減) ※追加施策をしない場合の2012年度推計排出量は1,920千t/年であり、2012年度までに258千t/年を削減する施策を展開する。
中期目標	中期計画期間 2009年度~2030年度 (22年間)	2030年度の温室効果ガス排出量を1,238千t/年以下にする。 (対1990年度比30.0%削減) ※追加施策をしない場合の2012年度推計排出量は1,920千t/年であり、2030年度までに682千t/年を削減する施策を展開する。
長期目標	長期計画期間 2009年度~2050年度 (42年間)	2050年度の温室効果ガス排出量を531千t/年以下にする。 (対1990年度比70.0%削減) ※追加施策をしない場合の2012年度推計排出量は1,920千t/年であり、2050年度までに1,389千t/年を削減する施策を展開する。

成果実績  
(成果指標の目標達成状況等)

【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
減CO2大作戦によるCO2削減量	千t/年	—	150.6	176.3
減CO2大作戦による短期目標達成率	%	—	58.4	68.3

事業の自己評価  
(今後の事業の方向性、課題等)

現在は短期戦略期間(2009~2012年度)中であり、主に家庭部門から排出される温室効果ガス削減を中心に市民団体と協働しながら各事業を推進中である。特に「地球にやさしい行動宣言」を積極的に推進し、市民への協力を求めてきた。その結果、イベント等で市民や小学生に取り組み中の内容などについて声をかけられる事も多くなり広がりを感じている。今後は、宣言事業所の拡大をはじめ環境マネジメントシステム取得の推進など、事業者とも強く連携し、市民、事業者、市が一丸となって、目標達成を目指していきたい。なお、作戦には中長期的に推進していく車社会の改革や都市構造の改革、エネルギー源の改革など、今後の社会情勢や技術の進歩、まちづくりなどが影響される内容も多く、各事業部門との連携が必要と考える。また、現在、追い風となっている国の各種エコポイント制度やエコ減税の動向についても注視していく必要があると考えている。

比較参考値  
(他自治体での類似事業の例など)

・住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業(近隣市比較)

市町村名	補助単価 (1kwあたり)	上限
松戸市	1万円	3万円
千葉市	3万円	9万円
市川市	2万円	10万円

市町村名	補助単価 (1kwあたり)	上限
柏市	2.5万円	7.5万円
我孫子市	2.5万円	10万円
流山市	1件につき5万円	

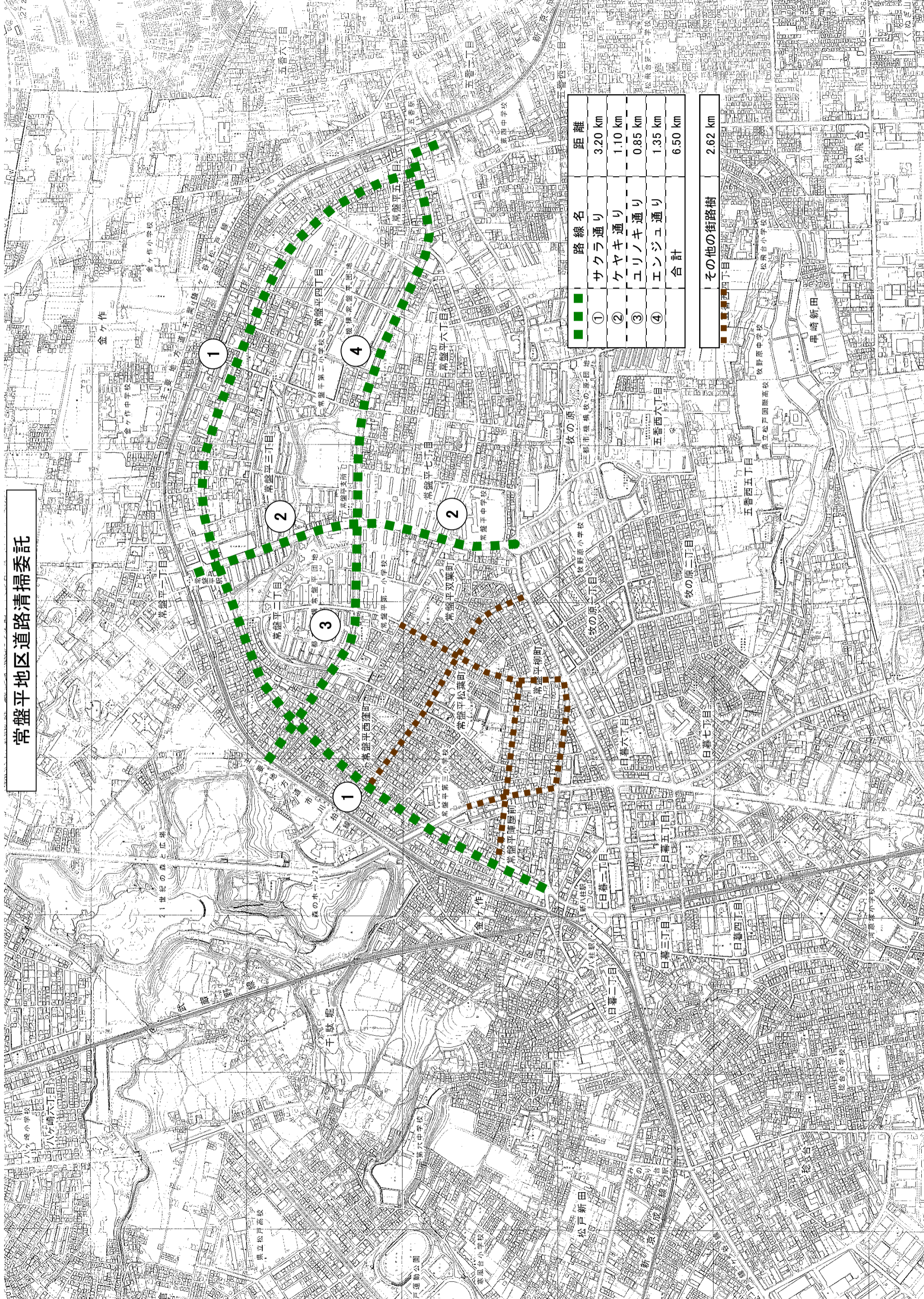
特記事項  
(事業の沿革等)

・すべての事業(啓発事業も含む)について効果を把握している。  
・協働事業や減CO2ネットワーク会議等を推進し、市民・事業者との連携を図っている。

事業シート (概要説明書)		事業名：清掃業務(常盤平地区道路清掃委託)				
担当局名	都市整備本部	予算事業名	常盤平地区道路清掃業務			
担当部名	都市緑花担当部	上位施策 事業名	道路維持管理事業		作成責任者	
担当課・係名	みどりと花の課				島村 宏之	
事業開始年度	昭和37年度	根拠法令	道路法第42条			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先：(株)東松園、千葉ロードサービス(株) )					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： ) 実施主体： )					
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	常盤平地区の道路排水施設 (側溝及び排水集水枡等) の機能維持、良好な道路環境の保全のため				
	対象 (誰・何を対象に)	松戸市常盤平地区 延長6.5km (サクラ通り [L=3.2km、W=2.25~2.8m]、ユリノキ通り [L=0.85km、W=2.75~4.5m]、エンジュ通り [L=1.35km、W=3.0~4.5m]、ケヤキ通り [L=1.1km、W=5.5m]) L: 道路延長、W: 歩道幅員				
	事業内容 (手段、手法など)	人力清掃 : 人力による歩道の落葉、紙屑、土砂等の撤去 (36~51回/年) 機械清掃 : 路面清掃車による車道部の清掃 (50回/年)				
	事業の必要性	道路を安全・快適に通行できるようにするため。常盤平地区は街路樹が多く、落ち葉の発生量が膨大なため歩道も対象にしている。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	11,836 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	731 千円		担当正職員	731 千円	0.1 人
	総計	12,567 千円		臨時職員他	千円	人
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			財源内訳
	H19(決算)	10,448			一般財源	10,448
	H20(決算)	11,190			一般財源	11,190
	H21(決算)	11,226			一般財源	11,226
	H22(予算)	11,836			一般財源	11,836
平成22年度 事業費内訳	人力清掃 (歩道) 6,634千円 機械清掃 (車道) 5,202千円					

事業シート (概要説明書) 事業名：清掃業務(常盤平地区道路清掃委託)																																																		
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)																																													
	道路清掃距離(車道部) 6.5kmの往復 50回/年	km	13	13	13																																													
	道路清掃面積(歩道部) 36~51回/年	m <sup>2</sup>	52000	52000	52000																																													
	ごみ量	kg	46000	44000	48000																																													
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	コスト総計/道路清掃距離	千円 /km (年間)	917	920	967																																													
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価を示す)	当該地区の苦情件数を0件にすることを成果目標とする。 (道路利用者に安全で快適な道路環境を提供すること)																																																	
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)																																													
	常盤平地区道路清掃に対する苦情数	件	3	0	0																																													
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	当地区の街路樹は皆、植栽してから50年以上を経過し、幹が太く、大木となっており、今後も落ち葉は大量に発生することが想定されるので、歩車道清掃を継続し、良好な道路環境の維持を図っていく。																																																	
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">近隣市の落葉清掃の方法</th> </tr> <tr> <th>市町村名</th> <th>街路樹本数</th> <th>落ち葉清掃の実施</th> <th>清掃の方法</th> <th>清掃範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松戸市</td> <td>10,818本</td> <td>○</td> <td>委託</td> <td>一部(地区)</td> </tr> <tr> <td>我孫子市</td> <td>4,161本</td> <td>○</td> <td>委託</td> <td>一部(主要)</td> </tr> <tr> <td>鎌ヶ谷市</td> <td>1,393本</td> <td>○</td> <td>委託</td> <td>一部(スポット)</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td>5,201本</td> <td>○</td> <td>委託</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>柏市</td> <td>7,911本</td> <td>○</td> <td>委託</td> <td>全域</td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>9,366本</td> <td>○</td> <td>委託</td> <td>一部(スポット)</td> </tr> <tr> <td>流山市</td> <td>3,450本</td> <td>×</td> <td>沿線住民の協力</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>					近隣市の落葉清掃の方法					市町村名	街路樹本数	落ち葉清掃の実施	清掃の方法	清掃範囲	松戸市	10,818本	○	委託	一部(地区)	我孫子市	4,161本	○	委託	一部(主要)	鎌ヶ谷市	1,393本	○	委託	一部(スポット)	野田市	5,201本	○	委託	全域	柏市	7,911本	○	委託	全域	市川市	9,366本	○	委託	一部(スポット)	流山市	3,450本	×	沿線住民の協力	なし
近隣市の落葉清掃の方法																																																		
市町村名	街路樹本数	落ち葉清掃の実施	清掃の方法	清掃範囲																																														
松戸市	10,818本	○	委託	一部(地区)																																														
我孫子市	4,161本	○	委託	一部(主要)																																														
鎌ヶ谷市	1,393本	○	委託	一部(スポット)																																														
野田市	5,201本	○	委託	全域																																														
柏市	7,911本	○	委託	全域																																														
市川市	9,366本	○	委託	一部(スポット)																																														
流山市	3,450本	×	沿線住民の協力	なし																																														
特記事項 (事業の沿革等)	<p>昭和37年に住宅公団(現都市再生機構)より当地区の道路が移管され、市で道路清掃業務を予算化している。</p> <p>常盤平地区には「日本の道百選」に選定されたサクラ通りや、「新日本街路樹百景」に選定されているケヤキ通りがあり市民の誇りとする共有財産となっている。</p>																																																	

# 常盤平地区道路清掃委託



路線名	距離
① サクラ通り	3.20 km
② ケヤキ通り	1.10 km
③ エリノキ通り	0.85 km
④ エンジュ通り	1.35 km
合計	6.50 km

その他の街路樹	2.62 km
---------	---------

# 常盤平地区の街路樹

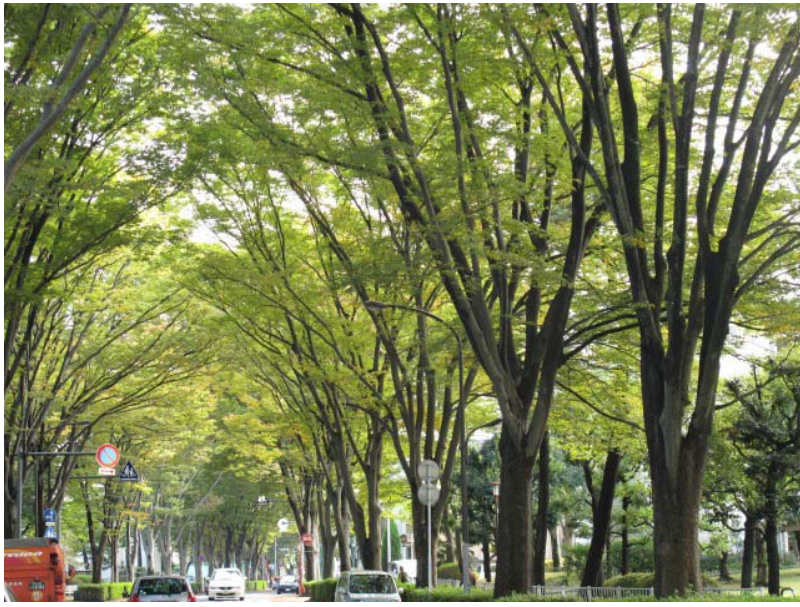
さくら通り 3.2km



ゆりのき通り 0.85km



けやき通り 1.10km



えんじゅ通り 1.35km



## けやき通り落葉状況





事業番号1-5

事業シート (概要説明書)		事業名：敬老祝金支給事業				
担当局名		予算事業名	敬老祝金支給事業			
担当部名	社会福祉担当部	上位施策 事業名	敬老祝金支給事業		作成責任者	
担当課・係名	高齢者福祉課				宿谷 美恵子	
事業開始年度	平成9年度	根拠法令	松戸市敬老祝金支給条例			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）					
	□貸付（貸付先： ） □その他（ ）					
事業概要	目的 (何のために)	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため				
	対象 (誰・何を対象に)	当該年度の9月1日に本市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に記載され、又は、本市の外国人登録原票に登録されている者であって、当該年度内に満88歳及び100歳以上の年齢に達する者。				
	事業内容 (手段、手法など)	【申請方法】 毎年6月後半頃に対象者に申請書を送付し、振込先を記入の上、返信していただく 【支給金額】 一律1万円 【支給時期】 毎年9月の敬老の日前後（平成22年度は9月17日）				
	事業の必要性	自治体として長寿をお祝いする気風を醸成することは意義がある。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	12,055 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	2,380 千円		担当正職員	1,829 千円	0.25 人
	総計	14,435 千円		臨時職員他	551 千円	0.25 人
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			財源内訳
	H19(決算)	40,685			一般財源	40,685
	H20(決算)	45,896			一般財源	45,896
	H21(決算)	11,447			一般財源	11,447
	H22(予算)	12,055			一般財源	12,055
平成22年度 事業費内訳	報償費 11,560,000円 消耗品費 13,000円 印刷製本費 56,000円(封筒印刷) 通信費 208,000円(郵便料) 委託料 218,000円(対象者抽出業務)					

事業シート (概要説明書)		事業名：敬老祝金支給事業			
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	受給者数	人	4,480	1,089	1,152
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	事業費/受給者数	円	10,776	12,697	12,531
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<p>【今後】当面は現状維持 【成果】自治体が率先してお祝いをする事により、家族や知人など高齢者の周りにいる人の中に高齢者を大切にしようとする気持ちが芽生える。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)		単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	受給者数	人	4,480	1,089	1,152
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>平均寿命の延伸により「長寿」とされる年齢の社会的な認識が変化することに対応しながら、制度を維持し、敬老意識の啓発活動は続けていく。 これまでも社会認識に対応すべく下記の沿革にあるように事業の見直しを行っている。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>東葛6市の構成市と隣接している市川市（隣接市）</p> <p>【市川市】77歳（1万円）、88歳（2万円）、99歳（3万円）、100歳以上（5万円） 【柏市】88歳（2万円）、100歳以上（5万円） 【流山市】88歳（2万円）、99歳（3万円）、100歳以上（5万円） 【我孫子市】80歳※（1万円）、88歳（1万円）、100歳以上（3万円） ※…平成21年度から77歳を廃止し、平成24年度から80歳を新設 【野田市】88歳（1万円）、99歳（3万円）、100歳以上（5万円） 【鎌ヶ谷市】88歳、99歳以上（一律1万円）</p>				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>【敬老おこづかい】 ○昭和48年度～平成8年度 69歳以上全員 3千円～7千円/年 【敬老祝金】 ○平成9年度～16年度 77歳（1万円）、88歳（2万円）、99歳（3万円）、100歳以上（5万円） ※平均支給額 37,123,000円/年 ○平成17年度～20年度 77歳、88歳、99歳、100歳以上（一律1万円） ※平均支給額 39,025,000円/年 ○平成21年度～ 88歳、100歳以上（一律1万円） ※21年度支給額 10,890,000円</p>				

事業シート (概要説明書)		事業名：高齢者ふれあい一番風呂支援事業補助金				
担当局名		予算事業名	高齢者ふれあい一番風呂支援事業補助金			
担当部名	社会福祉担当部	上位施策 事業名	作成責任者 宮島 吉恵			
担当課・係名	高齢者福祉課					
事業開始年度	平成17年度	根拠法令	松戸市高齢者ふれあい一番風呂支援事業補助金交付要綱			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：松戸市公衆浴場組合 実施主体：松戸市公衆浴場組合）					
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
事業概要	目的 (何のために)	市内に居住する高齢者の社会的孤独感の解消及び地域住民とのふれあいを通じて生きがい感を高めることを目的とする。				
	対象 (誰・何を対象に)	市内在住の65歳以上の人				
	事業内容 (手段、手法など)	<p>松戸市公衆浴場組合に加盟している公衆浴場（8ヶ所）が自主事業として実施している「高齢者ふれあい一番風呂事業」を支援するため、事業に要する経費について公衆浴場組合に補助金を交付している。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施日 毎月1日、6日、16日、26日（午後2時または3時～6時まで）</li> <li>・入浴料（利用者負担金） 200円（通常料金420円）</li> </ul>				
	事業の必要性	<p>自宅で引きこもりがちな高齢者を地域の中で見守るにはさまざまな方法があると考えられるが、この事業では、入浴料を低額に設定し公衆浴場に出かけやすくすることで、まず家から出ることができ、そして地域の方たちとの出会いやふれあい、そこで集まった高齢者の方同士つながりができることで、社会的孤独感が解消され、さらに地域の中での見守りにつながると考えられる。</p>				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	2,000 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	37 千円		担当正職員	37 千円	0.005 人
総計	2,037 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		財源内訳	
	H19(決算)	2,000	20.8%	一般財源	2,000	
	H20(決算)	2,000	22.4%	一般財源	2,000	
	H21(決算)	2,000	23.9%	一般財源	2,000	
	H22(予算)	2,000	23.8%	一般財源	2,000	
平成22年度 事業費内訳	高齢者ふれあい一番風呂支援事業補助金 2,000,000円					

事業シート (概要説明書)		事業名：高齢者ふれあい一番風呂支援事業補助金				
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)	
	延べ利用者数	人	21,264	19,940	20,000	
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	事業費/延べ利用者数	円	95.8	102.2	101.9	
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<p>同じ方がある程度定期的に通っている（来場者は名簿に記載していただいている）ことから、公衆浴場の人や他の客と顔見知りになり、挨拶や言葉をかわし、地域とのかかわりを深めることができると思われる。</p> <p>また、高齢者の見守りという観点からすると、定期的に来場を確認することができることから、ゆるやかな見守りにつながっていると思われる。</p>					
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)	
	延べ利用者数	人	21,264	19,940	20,000	
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>利用者は入浴料通常料金4200円のうち自己負担200円を払って利用する。市で負担している金額は上記単位あたりコストのとおり1人につき約100円であり、残りの約120円を各浴場で負担している形となっている。公衆浴場が減っているため利用者数も減っている傾向はあるが、単位当たりコストが220円（入浴料通常料金4200円-自己負担200円）以下であれば、市からの補助金以上の成果を出していると思われる。</p> <p>平成17年度に廃止された市民センターながいき室の浴室、現在実施している各老人福祉センターの浴室は無料であるが、今後についてはコスト面から考えても「風呂事業」を行政が実施するものではないと考えられ、将来的には民間の公衆浴場等に役割を担っていただくためにも、この事業を継続し、支援していきたいと考えている。</p>					
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	松戸市	柏市	流山市	市川市	船橋市	
	制度名称	高齢者ふれあい一番風呂	ふれあいおふろの日	シルバー銭湯	健康入浴券	入浴助成券
	対象者	市内在住65才以上の方	市内在住60才以上の方 小学生	市内在住70才以上の方 (平成21年度までは60歳以上と小学生対象)	市内在住65才以上の方 自宅にお風呂がない方 一人暮らし又は高齢夫婦世帯、生活保護世帯で市民税非課税世帯の方	市内在住65才以上の方 一人暮らしの方
	実施回数	毎月4回	毎月2回	毎月2回	月6枚×12月	月3枚×12月
	利用者負担	1回200円	無料	無料	無料	1回100円
	1回あたりの市負担額	220円 ※年間合計200万円	420円(60歳以上)	400円(21年度は360円)	420円	320円
	21年度利用件数	19,940件	9,992件(60歳以上)	4,316件(60歳以上)	19,349件	87,391件
	21年度支払額	2,000,000円	4,196,640円	1,553,760円	8,126,580円	36,704,370円
	実施浴場数	8軒	4軒	2軒	15軒	19軒
	特記事項 (事業の沿革等)	市民センターながいき室の浴室が平成17年度に廃止されている。				

事業番号1-7

事業シート (概要説明書)		事業名：民間保育所関係事業(統合保育費補助金(モデル事業分))				
担当局名	健康福祉本部	予算事業名	統合保育費補助事業(統合保育室設置モデル事業)			
担当部名	子育て担当部	上位施策 事業名			作成責任者	
担当課・係名	保育課入所担当室				川村敏治	
事業開始年度	平成10年度	根拠法令	松戸市統合保育室設置モデル事業実施規則、松戸市民間保育所等補助金交付規則			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者: )					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: さくら保育園 実施主体: さくら保育園 )					
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )					
事業概要	目的 (何のために)	目的は、心身に障がいをもつ児童を保育所に受け入れ、同年代と集団保育を受けることによって、児童の発達と成長を促進すること。 (背景)障がいをもつ児童が健常児と一緒に集団生活を体験しようとする、保育所は児童福祉法の規定により、保護者が就労や疾病等により児童の監護が困難な場合(以下「保育に欠ける要件」という。)を対象としていることから、就労等の理由がなく障がいをもつ児童を抱えた保護者が集団生活を体験させることが困難であった。この事業は、このような障害児を抱える保護者の声をもとに創設された。				
	対象 (誰・何を対象に)	保育に欠ける要件のない心身に障がいをもつ児童				
	事業内容 (手段、手法など)	22年度の状況は、身体に障がいのある4歳の児童、知的障がいのある5歳の児童の2名が入園し、集団生活を体験している。どちらも介助が必要なため保育士2名を配置し、児童の保育にあたっている。 1. 市内の保育園一箇所にて実施されており、当該事業に必要な保育士の確保に必要な経費の一部に対し市から上限720万円の補助金を出している。 2. 保育の実施に必要な部屋の面積を確保する必要があり、別に部屋を確保して実施(利用定員8名) 3. 費用負担は1ヶ月27,000円、非課税世帯については無料				
事業の必要性	目的の背景に記載したとおり、幼稚園や保育園などの、現状の法の隙間を埋めて、保育に欠ける要件がなくても保育園での集団生活を体験できる場であり、子ども発達センターとも連携した事業である。特に集団生活が可能であることが必要となるが、障がいをもつ児童については、保育に欠ける要件があれば、保育所では児童福祉法により受け入れている。また、待機児童を抱える保育園では、場所の確保などの面で、当該事業を拡大していくことが困難である現状の中では、この一箇所の事業の必要性は高い。今後、国の子育て支援の新システムにより、保育に欠ける要件が撤廃されれば、保育サービスにおける先事例となるが、場所と保育士の確保の関係が大きく、進めていくのは困難であり、事業の継続には公的な助成が必要である。					
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	7,200 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	20 千円		担当正職員	20 千円	0.03 人
総計	7,220 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)	7,200	95%	一般財源	7,200	
	H20(決算)	7,200	64%	一般財源	7,200	
	H21(決算)	7,200	63%	一般財源	7,200	
	H22(予算)	7,200	92%	一般財源	7,200	
平成22年度 事業費内訳	統合保育室モデル事業年間人件費合計7,809,946円に対し、補助金7,200,000円を予定。					

事業シート (概要説明書)		事業名：民間保育所関係事業(統合保育費補助金(モデル事業分))			
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	入園者数	人	3	4	4
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	一人あたりコスト	千円	2,407	1,805	1,805
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	障がい児が健常児と日常生活で触れ合うことにより、活動が活発になり、豊かな社会性を身につけることにも著しい効果が認められる。また、一緒に生活する児童には、障がいを認識し、分け隔てなく関わることを自然に身に付けるなどの効果が認められる。小学校での統合教育が進む中で、円滑な接続という観点からも有意義な事業である。理想的には、市内全体で障がいを有する児童を受け入れる施設が点在することであるが、待機児童がある現状では、これ以上増やすことは困難であり、当面は、一箇所の保育園での事業を続ける。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	保護者満足度 (子どもが成長したと感じた)	%	100%	100%	100%
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	ノーマライゼーションの理念のもとに、全国に先駆けたモデル事業として事業を開始。障がい児と健常児の双方が豊かな社会性を身につけることにつながり、小学校での統合教育が進む中で、円滑な接続という観点からも有意義な事業と考える。理想的には、市内全体で障がいを有する児童を受け入れる施設が点在することであるが、待機児童のある中では、これ以上増やすことは困難であり、当面は、一箇所の保育園での事業を続ける。なお、幼稚園での障がいを有する児童の受入れも進んできており、今後、子育て新システムの動向や待機児童数が減少していけば、費用の見直しを行ったうえで、公立保育所を主体で実施することを検討する。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)					
特記事項 (事業の沿革等)	平成10年4月に松戸市統合保育室設置モデル事業実施規則が制定され、その後、2名から5名程度の児童を対象に実施している。 平成22年度 対象児童2名 保育士2名の人件費 7,809,946円 (発達遅滞、肢体不自由) 平成21年度 対象児童4名 保育士3名の人件費11,368,824円 (ダウン症、発達遅滞、肢体不自由) 平成20年度 対象児童3名 保育士3名の人件費11,190,886円 (ダウン症、発達遅滞、気管切開) 平成19年度 対象児童2名 保育士2名の人件費 7,502,324円 (ダウン症、肢体不自由)				

事業シート (概要説明書)		事業名：社会教育関係団体の登録制度による施設使用料の減免				
担当局名	教育委員会	予算事業名	社会教育関係団体の登録制度による施設使用料の減免			
担当部名	生涯学習本部	上位施策 事業名	(08) 学習したい人が生涯にわたり学習 できる。 (09) 文化・芸術活動を振興させる。	作成責任者		
担当課・係名	社会教育課・スポーツ課			花嶋		
事業開始年度	昭和39年	根拠法令	社会教育法			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者： )					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： 実施主体： )					
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： ) ■ その他 (使用料に対する減額措置)					
事業概要	目的 (何のために)	文化芸術・スポーツ団体の活動状況、ニーズ等の把握や活動の維持・促進を図るため。				
	対象 (誰・何を対象に)	誰：社会教育関係団体 (市民) 対象：指定施設利用時のみ				
	事業内容 (手段、手法など)	使用する市施設の使用料金の3割相当額の減額措置。				
	事業の必要性	登録により毎年定期的に集約できる団体の活動状況やニーズ等は、文化芸術、スポーツの振興に対する市民ニーズの重要なデータの一つであり、多くのデータを集めるには、団体登録数を増やす必要がある。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	(社会教育関係団体認定登録事務に事業費はありません) 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	2,195 (社会教育課：文化系団体認定登録事務) 千円		担当正職員	2,195	0.3
		732 (スポーツ課：スポーツ系団体認定登録事務) 千円			732	0.1
総計	2,927 千円	臨時職員他	千円	人		
事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合			
	H19(決算)	△ 22,490	財源内訳			
	H20(決算)	△ 21,558				
	H21(決算)	△ 20,142				
	H22(予算)	△ 20,142				
平成22年度 事業費内訳	事業費(歳入・使用料)積算は、前年度実績額、当年度見込み額を参考に算出するため減額は考慮していないので提示することができないが、取って数値化するとしたら最低限前年度実績並みの数値とする。					

事業シート (概要説明書) 事業名：社会教育関係団体の登録制度による施設使用料の減免					
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	減額 (社会教育関係団体施設使用料)	千円	21,558	20,142	20,142
	人件費 (社会教育関係団体認定登録事務)	千円	2,927	2,927	2,927
	利用件数 (社会教育関係団体)	件	35,887	33,326	33,326
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	利用1件あたりの減額	円	601	605	605
	利用1件あたりの人件費	円	82	88	88
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	文化系団体は、7割減額最終年の登録件数800件を目標値に設定した。スポーツ系団体は、現実的な目標値として500件を目標値に設定した。目標値を達成したとき、次の目標値の設定を行う。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	【文化系】社会教育関係団体数	団体	599	631	800
	【文化系】社会教育関係団体登録会員数	人	27,455	26,688	33,000
	【スポーツ系】社会教育関係団体数	団体	356	364	500
	【スポーツ系】社会教育関係団体登録会員数	人	41,708	46,923	60,000
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	(自己評価)文化・スポーツ系ともに団体数は横ばいの状況にある。このことから、現在の減額制度は、登録団体活動の維持及び促進に最低限必要な制度であると理解している。団体数の拡大は、他の施策と併せて実施することにより、効果が発揮できると考えられる。				
	(方向性)ホームページ等で社会教育活動のPRを強化し、登録団体数の増加をはかり、既に登録している団体については、地域で活動する際の課題や団体活性化に向けた、研修や競技会等の交流機会をコーディネートしていくことも必要と考える。				
	(課題)価値観の多様化による新規文化芸術分野及びスポーツ分野の活動団体の増加に伴う、活動場所の確保や既存施設の老朽化による施設利用の制約等が懸念される。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	別紙のとおりであるが、団体数をベースとした近隣他市の状況表とした。特に各市では、それぞれの施策により担当課や社会教育関係団体とする範囲が異なっているため、項目ごとの単純比較を行うことができない。				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>昭和39年、松戸市建設5か年計画で建設された市民会館の昭和43年当時の施行規則第10条には、施設使用料の減額の割引額が「3割」と定められている。</p> <p>昭和50年に松戸市第1次総合5か年計画の施策の柱の一つであった「社会教育の充実」の中の芸術文化の活動強化策として、社会教育関係団体等の活動を支援し育成するための特例措置として「7割」の減額が、昭和51年度より施行された。</p> <p>その後、平成15年12月に松戸市行財政改革計画の策定により「公共施設使用料の減免の見直し」が図られ、また従来のスポーツ施設(3割減)との均衡を考慮して、それまでの7割減額(文化会館は5割減)を元の3割減額とした。</p> <p>しかしこの急激な負担増に社会教育関係団体から対応が難しいとの声もあり、5割減額という1年間の猶予を経て、平成17年度より3割減額(文化会館も3割減)とし現在に至っている。</p>				



資料:事業仕分け[社会教育関係団体の登録による施設使用料の減免]他市照会一覧

自治体名		松戸市(東葛社教連)	船橋市	流山市(東葛社教連)	野田市(東葛社教連)	市川市	我孫子市(東葛社教連)	柏市(東葛社教連)	鎌ヶ谷市(東葛社教連)
担当課	文化	社会教育課 他	社会教育課 他	社会教育課 他	社会教育課 他	生涯学習振興課 公民館 他	生涯学習課 他	生涯学習課 市民活動推進課 他	生涯学習推進課 他
	スポーツ	スポーツ課	生涯スポーツ課	生涯学習課 スポーツ振興係	社会体育課	スポーツ課	文化・スポーツ課 スポーツ振興担当	スポーツ課	文化スポーツ課
団体数	文化	631	2,294 (市域全体 547)連合組織 (地域 1,747) 公民館	147	388	2144 社教団体 3 サークル 2141	29	6	10
	スポーツ	364	51	0	0	33	29	90	25
団体の取扱 について	文化	申請により教育委員会で 認定した団体には、登録を 行っている	申請に基づき、社会教育委員 会の会議あるいは、公民館運営 審議会の意見を聞き教育委員 会に登録を行っている。	申請により教育委員会で 認定した団体には、登録を 行っている	年度当初に社会教育施設使 用団体に周知、申請団体に対 して登録。 (審査等は無し) (決算・活動報告は無し)	サークルは、名簿・会則の提 出により公民館で登録。	特になし	特になし	登録を行っていない
	スポーツ	申請により教育委員会で 認定した団体には、登録を 行っている	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし
団体(数)の 把握方法	文化	同上	同上	同上	同上	社教団体は、補助金申請書類 にて把握。	我孫子市文化連盟 加入団体	上記6団体に補助金交付。 補助金申請書類にて把握	上記10団体に補助金交付。 補助金申請書類にて把握
	スポーツ	同上	体育協会加盟団体49団体 (小中体連関係2団体を除く) 体育指導委員連絡協議会 スポーツと健康を推進する会	特になし	体育協会加盟団体	体育協会加盟団体33団体	体育協会加盟25団体 非加盟4団体	体育協会加盟35団体 家庭婦人スポーツ協会8団体 生涯スポーツ団体7団体 スポーツ少年団39団体 体育指導委員協議会	体育協会加盟25団体
団体への 支援の有無	文化	上記登録団体に対して有	上記登録団体に対して有	上記登録団体に対して有	上記登録団体に対して有	上記社教団体等に対して有	上記団体に対して有	上記登録団体に対して有	上記登録団体に対して有
	スポーツ	上記登録団体に対して有	上記登録団体に対して有	なし	上記登録団体に対して有	上記登録団体に対して有	なし	上記団体に対して有り	上記登録団体に対して有
支援の内容	文化	公共施設の使用料を3割減免 (対象施設は40施設)	公民館及び視聴覚センター使 用料を5割減額	社会教育施設(7施設)の 使用料を3割減免	各公共施設ごとの条例等規則 により減免等判断している	社教団体は、 市川市文化会館の使用料3割 減免 市の公共施設施設使用料免 除	市と共催であれば、施設減 額。	文化団体連盟に任せている。 (補助金)	鎌ヶ谷市社会教育関係団体 等活動補助金交付基準により 補助金を交付している
	スポーツ	公共施設の使用料を3割減免 (対象施設は40施設)	市民大会等の場合は施設使 用料免除	※社会教育団体登録制度は3 ~4年前に廃止となったため 支援もなくなった	各市民大会については市から 指定管理者へ使用料を支払う	市民大会等の場合は施設使 用料免除		・補助金の交付 ・市が共催している行事につ いては、年2回まで使用料無 料	補助金の交付
公民館数	2	25	1	11	16	2	24	5	
体育館	5	2	1	4	5	1	2	1	
野球場(面)	10	7	2	3	2	6	8	10	
陸上競技場	1	1	1	1	1	0	0	1	
サッカー場(面)	5	0	0	0	1	4	0	0	
プール	5	1	2	1	1	0	5	1	
テニスコート(面)	25	27	4	11	4	12	43	4	

## 松戸市社会教育関係団体認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、本市社会教育の振興及び郷土愛を基調とした市民意識の高揚をはかるため、社会教育法（昭和24年法律第207号以下「法」という。）第10条に定められた「社会教育関係団体」（以下「団体」という。）の認定について基本的事項を定めることを目的とする。

### (判定の基準)

- 第2条 法人であると否とは問わず、公の支配に属しない団体であること。
- 2 法第2条（社会教育の定義）に規定する社会教育に関する事業を行うことを主とした目的とする団体であること。
- 3 営利を目的としない団体であること。
- 4 概ね次のような要件を備えていること。
- (1) 継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行う団体であること。
  - (2) 規約を有すること。また、これに関連して事業内容が明らかである等その性格が判然としていること。
  - (3) 団体意思を表明する代表者、団体意思を形成する構成が確立していること。
  - (4) 団体独自の経理機構を有すること。
  - (5) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

### (標準)

第3条 概ね次に掲げる団体を標準とする。

- (1) 青少年教育に関する団体
- (2) 成人教育に関する団体
- (3) 社会教育施設関係の団体
- (4) 視聴覚教育に関する団体
- (5) 体育、運動競技またはレクリエーションに関する団体
- (6) 社会通信教育に関する団体
- (7) 芸術文化に関する団体
- (8) その他主として社会教育に関する事業を行う団体

### (認定)

第4条 団体の認定は教育委員会が行う。ただし、認定困難なものについては、関係委員会等の意見を聞いて行う。

### (運用)

第5条 この基準の運用については別に定める。

この基準は、平成元年4月1日から適用する。

事業番号1-9

事業シート (概要説明書)		事業名：国際スポーツ交流事業(松戸市国際スポーツ交流事業日韓親善中学生サッカー大会開催業務委託)(社会人等国際スポーツ交流事業補助金)				
担当局名	生涯学習本部	予算事業名	①国際スポーツ交流支援業務②体育協会補助金			
担当部名		上位施策事業名	①スポーツ活動支援事業②スポーツ団体・指導者育成支援事業	作成責任者		
担当課・係名	スポーツ課・振興班	根拠法令	松戸市社会教育関係団体補助金交付要綱・松戸市補助金等交付規則			
事業開始年度	平成①元年度②3年度					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	① <input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者：松戸市体育協会)					
	② <input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先：松戸市体育協会 実施主体：体育協会加盟団体)					
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	スポーツを通して、競技力向上を目指すと共に異国文化、生活習慣等を体験し、友好親善及び相互理解と友好の輪を深める。				
	対象 (誰・何を対象に)	①中学生 ②社会人等				
	事業内容 (手段、手法など)	①平成元年度より中学生を対象に開催し、スポーツの実施種目については大邱廣域市体育会と協議して決定、派遣、招聘の2カ年続けて行う。 ②招聘により選手団を受け入れた団体には80万円を限度として交付、選手団を派遣した団体へは40万円を限度として交付。(平成9年度より補助金の一律2割カットにより金額を変更)				
	事業の必要性	国際交流事業は、市の重要施策の一つであり、スポーツを通して異なる言葉や文化(生活習慣等)を乗り越えて相互理解を深め、国際社会に目を向ける有意義な機会となっているものと捉えており、また、松戸市スポーツ振興マスタープランにも主な施策として掲げられています。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	①2,896 ②2,400 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	①1,462 ②146 千円		担当正職員	①1,462 ②146 千円	①0.2 ②0.02 人
総計	①4,358 ②2,546 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	財源内訳 (一般財源)		
	H19(決算)	①3,784 ②2,168	②50.3%	①2,322 (招聘)	②2,022	
	H20(決算)	①1,868 (中止のため人件費半額) ②1,346	②35.0%	①1,137 (中止)	②1,200	
	H21(決算)	①5,016 ②1,694	②38.1%	①3,554 (派遣)	②1,548	
	H22(予算)	①4,358 ②2,546		①2,896 (招聘)	②2,400	
平成22年度事業費内訳	①大邱廣域市中学生サッカーチームの招聘【韓国選手団宿泊費849,720円(32名×3泊)・ユニフォーム代(日本選手団23名)266,160円・歓迎横断幕代89,250円・謝金(通訳、研修講師、審判)197,000円・昼食代(2日分)161,000円・TDL入場料232,200円・歓迎レセプション賄い540,800円等】 ②招聘—インラインスケート(台湾高雄市)800,000円、少年サッカー(韓国慶州市)800,000円、ボウリング(韓国大邱廣域市)800,000円					

事業番号1-9

事業シート (概要説明書) 事業名: 国際スポーツ交流事業(松戸市国際スポーツ交流事業日韓親善中学生サッカー大会開催業務委託)(社会人等国際スポーツ交流事業補助金)					
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度	H21年度	H22年度
	①大邱廣域市にてサッカー大会を予定するも中止 ②少年サッカー(招聘)・インラインスケート(派遣)	人	①中止②サッカー27・インラインスケート15		
	①大邱廣域市にてサッカー大会 ②少年サッカー(招聘)・インラインスケート(派遣)・剣道(招聘)	人		①28②サッカー59・インラインスケート12・剣道26	
	①松戸市にてサッカー大会	人			①31
単位当たりコスト(コスト総計/活動指標)	コスト総計/対象者数	円	①不明 ②32,048	①179,113 ②17,460	
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	平成21年度の市民意識調査によると「スポーツをしている割合」は、35.9%であり、目標値50%を目指すひとつの手段として、若い選手に国際競技レベルを実感できる数少ない機会と捉え、また、異国文化・生活習慣を体験することにより、今後のスポーツ活動及び人間形成に役立つものと思われる。また、参加中学生の感想からも政策目的が達成されていることが分かる。				
	市民意識調査	単位	目標値		
	「スポーツをしている割合」	%	50.00%		
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H21年度(実績)		
	「スポーツをしている割合」 市民意識調査	%	35.9%		
	①大邱廣域市サッカー大会 参加中学生選手の感想 (複数回答)	%	海外試合という貴重な経験ができた…64.3%(18/28人) 異国文化と触れ合った…42.9%(12/28人) 今後の人生及び競技生活に活かす…35.7%(10/28人)		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	①来年度は大邱廣域市にて開催となり、競技種目につきましては今まで実施したことのない競技を行いたいとの希望があり、野球を競技種目とすることで検討中であり、青少年のスポーツ振興と競技力向上に役立つものと考え、引続き事業を継続してまいりたいと考えます。 ②派遣・受入団体について、団体の固定化しないよう、より多くの団体に参加を促すことが課題と考えております。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	【市川市】◎市川市サッカー協会が少年を対象にブラジル・ドイツに毎年派遣のみ交流 市補助金各2,000千円 ◎市川市少年野球連盟が少年を対象に韓国に受入・派遣を交互に交流 市補助金1,875千円 【浦安市】東京ベイ浦安シティクラブ実行委員会が女性・一般を対象に毎年アメリカと同時交流 市補助金800千円 【市原市】◎市原市少年野球協会が少年を対象に韓国・台湾と毎年受入のみ交流 市補助金1,382千円 ◎市原市体育協会が少年を対象に韓国と毎年派遣のみ交流 市補助金813千円 【成田市】◎成田市サッカー協会が少年・青年・一般・指導者を対象に韓国と毎年受入・派遣を交互に交流 市補助金300千円 ◎成田市スポーツ少年団が少年を対象にドイツと不定期に受入・派遣を交互に交流 市補助金600千円				
特記事項 (事業の沿革等)	別添資料のとおり				

# 国際スポーツ交流支援業務 【①資料】

(単位：千円)

年度	大会期間	派・受	開催国	交流種目	参加人数	予算額	決算額
元	8/12～15	受入	松戸市	サッカー (男)	松 23名 韓 23名 計 46名	4,000	
2	8/23～26	派遣	大邱廣城市	サッカー (男)	23名	3,740	
3	8/23～27	受入	松戸市	バレーボール (男女)	松 47名 韓 26名 中 21名 計 94名	8,411	
4	8/24～28	派遣	哈爾濱市	バレーボール (男女)	23名	7,741	
5	8/20～24	受入	松戸市	バスケットボール (男女)	松 35名 韓 14名 中 21名 計 70名	3,441	
6	8/20～24	派遣	哈爾濱市	卓球 (男女)	22名	6,291	
7	8/2～6	派遣	大邱廣城市	バドミントン (男女)	27名	5,679	
8	8/2～6	受入	松戸市	バドミントン (男女)	松 26名 韓 26名 計 52名	3,631	
9	8/2～6	派遣	哈爾濱市	バスケットボール (男女)	30名	7,384	6,860
10	8/10～14	派遣	大邱廣城市	バレーボール (男女)	24名	5,176	4,523
11	7/26～30	受入	松戸市	サッカー (男)	松 46名 韓 24名 中 22名 計 92名	3,541	3,455
12	8/5～8	受入	松戸市	卓球 (男女)	松 24名 韓 22名 計 46名	3,148	2,666
13	中止	—	大邱廣城市	ソフトテニス (男女)	25名	3,656	219
14	7/31～8/3	派遣	大邱廣城市	ソフトテニス (男女)	25名	4,227	3,391
15	7/31～8/3	受入	松戸市	ソフトテニス (男女)	松 28名 韓 28名 計 56名	3,237	2,597
16	8/17～20	派遣	大邱廣城市	剣道 (男女)	29名	3,537	2,340
17	8/16～19	受入	松戸市	剣道 (男女)	松 29名 韓 28名 計 57名	2,815	2,419
18	8/8～11	派遣	大邱廣城市	柔道 (男女)	27名	3,100	2,138
19	8/8～11	受入	松戸市	柔道 (男女)	松 29名 韓 26名 計 55名	2,594	2,322
20	中止	—	大邱廣城市	サッカー (男)	42名	4,880	1,137
21	8/3～6	派遣	大邱廣城市	サッカー (男)	28名	4,159	3,554
22	8/4～7	受入	松戸市	サッカー (男)	松 31名 韓 31名 計 62名	2,896	

\* 国外開催時の決算額には、随員職員旅費は含まれていません。

\* 参加人数は、受入時は松戸市・韓国(3カ国の場合は中国が入る)で、派遣時は松戸市のみ。

## 体育協会補助金 【②資料】

(単位：千円)

年度	実施種目	交流相手国	補助額及び対象	各事業 決算額	事業費 合計	補助金 額合計
3	サッカー	韓国大邱廣域市	招聘・(1,000) 社会人			
4	バレーボール	韓国大邱廣域市	招聘・(1,000) 家庭婦人			
5	サッカー バレーボール	韓国大邱廣域市	派遣・(500) 社会人 派遣・(500) 家庭婦人			
6	未実施					
7	サッカー	韓国大邱廣域市	招聘・(1,000) 社会人			
8	バスケットボール	韓国大邱廣域市	招聘・(1,000) 家庭婦人			
9	サッカー バスケットボール	韓国大邱廣域市	派遣・(400) 社会人 派遣・(400) 家庭婦人			
10	テニス サッカー	韓国大邱廣域市	派遣・(400) 家庭婦人 派遣・(400) 市立松戸高校			
11	テニス	韓国大邱廣域市	招聘・(800) 家庭婦人			
12	サッカー	韓国大邱廣域市	派遣・(400) 市立松戸高校 派遣・(400) 少年			
13	中止					
14	サッカー	韓国南海郡 韓国ソウル市 韓国南海郡	派遣・(400) 少年 派遣・(400) 少年 招聘・(800) 少年			
15	サッカー	韓国慶州市 韓国ソウル市	派遣・(400) 少年 26名 招聘・(800) 少年 34名	1,722 1,013	2,735	1,200
16	サッカー	韓国慶州市	派遣・(400) 少年 29名 招聘・(800) 少年 32名	2,497 1,019	3,516	1,200
17	サッカー	韓国慶州市	派遣・(400) 少年 28名 招聘・(800) 少年 37名	2,160 1,145	3,305	1,200
18	サッカー サッカー インラインスケート	韓国慶州市 韓国初等学校サッカー選抜 台湾市高雄市	派遣・(400) 少年 29名 招聘・(800) 少年 36名 派遣・(400) 成人 12名	2,280 1,115 1,818	5,213	1,600
19	剣道 サッカー インラインスケート	韓国大邱廣域市 韓国初等学校サッカー選抜 台湾市高雄市	招聘・(422) 成人 17名 招聘・(800) 少年 26名 招聘・(800) 成人 12名	1,223 1,212 1,582	4,017	2,022
20	サッカー インラインスケート	韓国初等学校サッカー選抜 台湾市高雄市	招聘・(800) 少年 27名 派遣・(400) 成人 15名	1,437 1,987	3,424	1,200
21	剣道 サッカー インラインスケート	韓国大邱廣域市 韓国初等学校サッカー選抜 台湾市高雄市	招聘・(347) 成人 26名 招聘・(800) 少年 59名 派遣・(400) 成人 12名	1,089 1,208 1,762	4,059	1,548
22	サッカー ボウリング インラインスケート	韓国初等学校サッカー選抜 韓国大邱廣域市 台湾市高雄市	招聘・(800) 少年 招聘・(800) 成人 派遣・(400) 成人			

※平成9年度より補助金の一律2割カットにより金額の変更。

事業シート (概要説明書)		事業名：福利厚生事業(職員共済組合交付金)																								
担当局名		予算事業名	職員共済組合交付金																							
担当部名	総務企画	上位施策 事業名	福利厚生事業				作成責任者																			
担当課・係名	人事課・職員厚生班						松丸 裕幸																			
事業開始年度	昭和27年	根拠法令	地方公務員法第42条 ・ 職員互助団体に関する条例																							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施																									
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）																									
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接 <u>間接</u> 〕（補助先：松戸市役所職員共済組合 実施主体：同左）																									
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）																									
事業概要	目的 (何のために)	地方公務員法第42条に『地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。』と規定されています。本市においても、同法の趣旨に基づき、松戸市役所職員共済組合を設置し、市が本来行うべき職員の福利厚生事業を行わせているところであり、事業主である市の責務として、松戸市役所職員共済組合の事業費の一部を交付することにより、市職員の相互共済および福利の増進を図ることを目的としている。																								
	対象 (誰・何を対象に)	市職員が加入する松戸市役所職員共済組合に対して交付金を支出しています。また、松戸市役所職員共済組合の実施する事業のうち、職員共済組合交付金を原資として実施する事業については当初予算に位置づけ実施しています。																								
	事業内容 (手段、手法など)	<p>地方公務員法第42条の趣旨に基づき、市が本来行うべき事業について松戸市役所職員共済組合が職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事業を実施しています。松戸市役所職員共済組合が実施する主な事業等については以下のとおりです。</p> <p>平成22年度予算 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康増進事業</td> <td>法定健診以外で職員の健康管理の支援を行う事業</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>ベネフィットステーション</td> <td>福利厚生代行業者が実施する様々な分野でサービスが受けられる制度</td> <td>29,623</td> </tr> <tr> <td>ライフプランセミナー</td> <td>生涯生活設計型のセミナー</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>サークル助成</td> <td>職員サークルの活動助成事業</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>文化事業</td> <td>認定しているサークルの大会出場助成事業</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table>							事業名	事業内容	金額	健康増進事業	法定健診以外で職員の健康管理の支援を行う事業	5,500	ベネフィットステーション	福利厚生代行業者が実施する様々な分野でサービスが受けられる制度	29,623	ライフプランセミナー	生涯生活設計型のセミナー	2,000	サークル助成	職員サークルの活動助成事業	2,000	文化事業	認定しているサークルの大会出場助成事業	4,500
	事業名	事業内容	金額																							
健康増進事業	法定健診以外で職員の健康管理の支援を行う事業	5,500																								
ベネフィットステーション	福利厚生代行業者が実施する様々な分野でサービスが受けられる制度	29,623																								
ライフプランセミナー	生涯生活設計型のセミナー	2,000																								
サークル助成	職員サークルの活動助成事業	2,000																								
文化事業	認定しているサークルの大会出場助成事業	4,500																								
事業の必要性	地方公務員法第42条の規定により、地方公共団体は事業主として職員の福利厚生の増進を図る責務があります。松戸市役所職員共済組合は、昭和27年に設置されて以来、本市が行うべき事業(職員の保健、元気回復等)を実施することにより、勤労意欲の向上に寄与してきました。今後におきましても、事業主負担として交付金を支出し、事業が安定的に実施できるようにする必要があります。																									
コスト	平成22年度		人件費																							
	事業費	59,107 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数																			
	人件費	1,463 千円		担当正職員	1,463 千円	0.2	人																			
総計	60,570 千円	臨時職員他		0 千円	0	人																				
事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合		財源内訳																					
	H19(決算)	91,017	100.0%		一般財源	91,017																				
	H20(決算)	48,093	100.0%		一般財源	48,093																				
	H21(決算)	43,388	100.0%		一般財源	43,388																				
	H22(予算)	59,107	100.0%		一般財源	59,107																				
平成22年度 事業費内訳	○事業費 (59,107千円) の内訳 (単位：千円)																									
	事業名	事務局費	健康増進事業	ベネフィットステーション	ライフプランセミナー	サークル助成	文化事業	償還金等	事業費合計																	
	金額	11,921	5,500	29,623	2,000	2,000	4,500	3,563	59,107																	

事業シート (概要説明書)		事業名：福利厚生事業(職員共済組合交付金)																	
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)														
	ベネフィットステーション加入者数	人	4,127	4,034	4,056														
	ライフプランセミナー利用者数	人	169	191	240														
	健康増進事業利用者数	人	2,536	2,425	2,434														
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	一人あたりのコスト (コスト総計/ベネフィットステーション加入者数)	千円	12	11	15														
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<p>ベネフィットステーションについては、福利厚生代行業者が実施する様々な分野でサービスが受けられる制度であり、松戸市役所職員共済組合に加入する組合員が加入するものです。</p> <p>ライフプランセミナーについて、開催する会場の収容者数が300人であり、過去の利用者数については、おむね評価している。</p> <p>健康増進事業についての利用率(実績)は、平成20年度62.1%、平成21年度60.0%である。</p> <p>地方公務員法第42条に『地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。』との趣旨を引き続き継続していくこととし、また、利用者数については、実施方法等を工夫し利用率の向上に努める。</p>																		
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)														
	ライフプランセミナー(利用満足度)	%	90.4	90.9	100.0														
	健康増進事業(利用満足度)	%	79.5	81.0	100.0														
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>松戸市役所職員共済組合において、福利厚生事業の透明性を図るため「交付金」と「掛金等」の用途を区分して管理しています。また、事業内容等については、定期的に点検・見直しを行っています。</p> <p>今後におきましても、引き続き、点検・見直しを行っていくこととし、また、他自治体や社会情勢を注視しながら市の公費負担率を低く抑え、説明責任を果たせる松戸市役所職員共済組合が実施する事業として継続できるよう検討を重ねていきます。</p>																		
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>他の自治体においても、松戸市同様の組織(互助会)を設置し職員の福利厚生事業を実施しています。総務省調査の『地方公共団体における福利厚生事業の状況について』による公費負担率(交付金と会費の合計額のうち交付金のしめる割合)の全国市町村平均と本市の状況は下記のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>地方公共団体における福利厚生事業の状況について</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>20年度決算</th> <th>21年度予算</th> <th>21年度決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全国市町村平均</td> <td>39.2%</td> <td>39.7%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td>23.9%</td> <td>27.3%</td> <td>22.7%</td> </tr> </tbody> </table>						20年度決算	21年度予算	21年度決算	全国市町村平均	39.2%	39.7%	-	松戸市	23.9%	27.3%	22.7%		
	20年度決算	21年度予算	21年度決算																
全国市町村平均	39.2%	39.7%	-																
松戸市	23.9%	27.3%	22.7%																
特記事項 (事業の沿革等)	<p>地方公務員法第42条に『地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。』との趣旨のもと、松戸市役所職員共済組合が実施しています。また、職員共済組合交付金の交付率についても定期的に見直ししています。なお、交付率の推移については以下のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>交付率の推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成7年度～</th> <th>平成8年度～</th> <th>平成11年度～</th> <th>平成15年度～</th> <th>平成17年度～</th> <th>平成20年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 度</td> <td>10/1000</td> <td>8/1000</td> <td>7/1000</td> <td>6/1000</td> <td>5/1000</td> <td>3.5/1000</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のことに加え、「交付金」と「掛金等」の用途を区分し管理しています。今後におきましては、交付金率はもとより、事業内容等についての点検・見直しを行っていきます。</p>						平成7年度～	平成8年度～	平成11年度～	平成15年度～	平成17年度～	平成20年度～	年 度	10/1000	8/1000	7/1000	6/1000	5/1000	3.5/1000
	平成7年度～	平成8年度～	平成11年度～	平成15年度～	平成17年度～	平成20年度～													
年 度	10/1000	8/1000	7/1000	6/1000	5/1000	3.5/1000													



松戸市(人事課)一般会計・松戸市役所職員共済組合(一般会計・特別会計)決算【平成21年度】

(単位:円)

松戸市		松戸市役所職員共済組合	
(一般会計)		(一般会計)	
決算額 (財源:公費)	83,164,154	決算額 (財源:公費)	43,387,237
(特別会計)		(特別会計)	
		決算額 (財源:掛金)	340,649,675
○労働安全衛生事業	121,726	事務局費	6,106,957
労働安全衛生業務	121,726	健康増進事業	2,292,570
○福利厚生事業	83,042,428	ベネフィットレーション	28,096,710
健康管理業務	34,931,034	ライフプランセミナー	0
被服購入貸与業務	8,765,392	サークル助成	2,391,000
職員互助会負担金	5,894,614	文化事業	4,500,000
職員共済組合交付金	(a) 46,670,000	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><b>決算額の内訳</b></p> <p>松戸市(一般会計) 33,451,388</p> <p>市立病院 8,162,640</p> <p>東松戸病院 1,467,078</p> <p>水道部 306,131</p> <p style="text-align: right;"><b>合計 43,387,237</b></p> </div>	
事業確定による返還額 (平成22年度)	(b) 13,218,612		
交付金合計(a)-(b)	33,451,388		
		給付事業	141,551,779
		貸付事業	50,554,225
		退会年金等給付事業	103,946,182
		保険手数料事業	30,470,250
		駐車場事業	14,127,239

事業シート (概要説明書)		事業名：遺児手当給付事業				
担当局名	健康福祉本部	予算事業名	遺児手当給付事業			
担当部名	子育て担当部	上位施策 事業名	健やかに子どもを育てるようにする	作成責任者		
担当課・係名	子育て支援課児童給付担当室			荒川 浩二		
事業開始年度	昭和47年度	根拠法令	松戸市遺児手当支給条例 (昭和47年条例第19号)			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者： )					
	□補助金〔直接・間接〕 (補助先： 実施主体： )					
	□貸付 (貸付先： ) □その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	遺児を扶養している者に手当を支給し、その生活の安定と福祉の増進に寄与し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。				
	対象 (誰・何を対象に)	本市に住民登録 (外国人登録) され、父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の児童 (遺児) と生計をともにし、かつ、扶養をしている者で、前年の所得が定められた所得制限額未満の者に支給する。				
	事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給月額 両親死亡 10,500円 / 片親死亡 5,500円</li> <li>●支給月 4月～7月分を8月、8月～11月分を12月、12月～3月分を4月</li> <li>●手続き等 子育て支援課の窓口にて申請を受け付ける。審査後に通知の発送し、認定者には年3回銀行口座に手当を振り込む。毎年6月の現況届を提出してもらい、継続又は喪失の通知を発送する。</li> <li>●周知方法 ホームページ及び広報まつどへの掲載、窓口でのご案内。</li> </ul>				
	事業の必要性	遺児を扶養している低所得世帯に手当を支給することで、経済的弱者の生活の安定と福祉の増進を図るため、また、突然親を亡くした児童の健全な育成を図るための支援策の一つとして実施する必要がある。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	17,692 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	147 千円		担当正職員	147 千円	0.02 人
	総計	17,839 千円		臨時職員他	0 千円	0 人
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			財源内訳
	H19(決算)	16,346	一般財源		16,346	
	H20(決算)	16,584	一般財源		16,584	
	H21(決算)	15,607	一般財源		15,607	
	H22(予算)	17,692	一般財源		17,692	
平成22年度 事業費内訳	需) 消耗品	4,000 円	(申請書類等綴り用ファイル)			
	需) 印本費	4,000 円	(通知発送用封筒)			
	役) 通信費	32,000 円	(認定通知等)			
	扶助費	17,652,000 円	(両親死亡10,500円×延べ72人=756,000) (片親死亡5,500円×延べ3,072人=16,896,000円)			
	計	17,692,000 円				

事業シート (概要説明書) 事業名：遺児手当給付事業																																																										
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)																																																					
	対象児童数	人	260	232	290																																																					
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	コスト総計/対象児童数	千円	64.4	67.9	61.5																																																					
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	親と死別した児童の扶養者の申請に基づき実施される事業であり、受給資格者を把握することが困難であるため、具体的に成果目標を定めることは難しい。 手当が支給されている受給者や遺児にとっては、生活を安定させ福祉を増進させるための一助となっており、今後も経済的弱者に対する支援策として行っていく。																																																									
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)																																																					
	対象児童数	人	260	232	290																																																					
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	手当が支給されている受給者や遺児にとっては、生活を安定させ福祉を増進させるための一助となるため、今後も経済的弱者に対する支援策として行っていきたいと考えるが、課題として、ひとり親家庭等への支援としての児童扶養手当、遺族に対しての遺族年金といった制度と目的が重複している部分があるうえ、子育て支援としての子ども手当や児童扶養手当の父子家庭への拡大等、国の支援策が充実してきていることに鑑み、市の事業としての方向性を検討していく。																																																									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>●手当月額の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乳幼児</th> <th>小学生</th> <th>中学生</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柏市</td> <td>8,000</td> <td>8,500</td> <td>9,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船橋市</td> <td>7,000</td> <td>7,500</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>6,000</td> <td>7,000</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鎌ヶ谷市</td> <td>2,500</td> <td>3,000</td> <td>3,500</td> <td>片親死亡の場合</td> </tr> <tr> <td>5,000</td> <td>6,000</td> <td>7,000</td> <td>両親死亡の場合</td> </tr> <tr> <td>流山市</td> <td>4,000</td> <td></td> <td>6,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浦安市</td> <td>12,000</td> <td></td> <td>15,000</td> <td>交通遺児が対象</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">松戸市</td> <td colspan="2">5,500</td> <td></td> <td>片親死亡の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">10,500</td> <td></td> <td>両親死亡の場合</td> </tr> <tr> <td>野田市</td> <td colspan="3">H21年度で廃止</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						乳幼児	小学生	中学生		柏市	8,000	8,500	9,000		船橋市	7,000	7,500	8,000		市川市	6,000	7,000	8,000		鎌ヶ谷市	2,500	3,000	3,500	片親死亡の場合	5,000	6,000	7,000	両親死亡の場合	流山市	4,000		6,000		浦安市	12,000		15,000	交通遺児が対象	松戸市	5,500			片親死亡の場合	10,500			両親死亡の場合	野田市	H21年度で廃止			
	乳幼児	小学生	中学生																																																							
柏市	8,000	8,500	9,000																																																							
船橋市	7,000	7,500	8,000																																																							
市川市	6,000	7,000	8,000																																																							
鎌ヶ谷市	2,500	3,000	3,500	片親死亡の場合																																																						
	5,000	6,000	7,000	両親死亡の場合																																																						
流山市	4,000		6,000																																																							
浦安市	12,000		15,000	交通遺児が対象																																																						
松戸市	5,500			片親死亡の場合																																																						
	10,500			両親死亡の場合																																																						
野田市	H21年度で廃止																																																									
特記事項 (事業の沿革等)	<p>●制度の経緯</p> <table> <tr> <td>昭和47年度</td> <td>両親死亡のみ対象に事業開始</td> </tr> <tr> <td>昭和48年度</td> <td>片親のみ死亡も対象に (所得制限あり)</td> </tr> <tr> <td>昭和55年度</td> <td>所得制限廃止</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>所得制限設定 (児童扶養手当所得制限に準じた額) (※松戸市行財政改革による見直し)</td> </tr> </table> <p>●手当月額の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>S60~62年度</th> <th>S63年度</th> <th>H1~4年度</th> <th>H5年度</th> <th>H6年度~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両親</td> <td>6,500</td> <td>8,500</td> <td>9,500</td> <td>10,000</td> <td>10,500</td> </tr> <tr> <td>片親</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> <td>5,000</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table>					昭和47年度	両親死亡のみ対象に事業開始	昭和48年度	片親のみ死亡も対象に (所得制限あり)	昭和55年度	所得制限廃止	平成17年度	所得制限設定 (児童扶養手当所得制限に準じた額) (※松戸市行財政改革による見直し)	区分	S60~62年度	S63年度	H1~4年度	H5年度	H6年度~	両親	6,500	8,500	9,500	10,000	10,500	片親	3,500	4,500	5,000	5,500	5,500																											
昭和47年度	両親死亡のみ対象に事業開始																																																									
昭和48年度	片親のみ死亡も対象に (所得制限あり)																																																									
昭和55年度	所得制限廃止																																																									
平成17年度	所得制限設定 (児童扶養手当所得制限に準じた額) (※松戸市行財政改革による見直し)																																																									
区分	S60~62年度	S63年度	H1~4年度	H5年度	H6年度~																																																					
両親	6,500	8,500	9,500	10,000	10,500																																																					
片親	3,500	4,500	5,000	5,500	5,500																																																					

事業シート (概要説明書)		事業名：障害者手当等給付事業(難病者援護費)				
担当局名	健康福祉本部	予算事業名	難病者援護費			
担当部名	子育て担当部	上位施策 事業名	障害者手当等給付事業	作成責任者		
担当課・係名	障害福祉課障害給付担当室			高橋 武夫		
事業開始年度	昭和48年度	根拠法令	松戸市難病者援護金支給条例			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）					
	□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ）					
	□貸付（貸付先： ） □その他（ ）					
事業概要	目的 (何のために)	市指定の難病（別紙難病者援護金市指定病名）療養者に難病者援護金を支給することにより、難病療養者およびその保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。				
	対象 (誰・何を対象に)	住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録法に基づく本市の外国人登録原票に登録されている難病療養者に支給する。				
	事業内容 (手段、手法など)	①内容：入院または通院している療養者又はその保護者に援護金を支給する。 ・入院療養者（1ヶ月に20日以上入院治療） 月額 12,000円 ・通院療養者 月額 5,000円 ・生活保護受給者（施行規則 第3条援護金の額の特例） 月額 3,000円 ②支給月：年4回 7月（4.5.6）10月（7.8.9）1月（10.11.12）4月（1.2.3）の末日 ③年度切替：7月に決定し、4・5・6を7月の末日に支給する。年度は4月から3月まで。 ④受給資格 ・市指定の疾患により入院または通院している療養者、または療養者と生計を共にし本市に住民登録を有している者で前年の所得税課税年額が78,000円以下の者。 ・軽快者（通院の必要がなくなり日常生活に支障のない者）は援護金を支給停止とする。				
	事業の必要性	対象者は着実に増加しており、本事業の給付により、難病療養者およびその保護者の経済的負担の軽減と生活の安定に寄与しており、本事業は有効であると考えます。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	179,811 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	3,657 千円		担当正職員	3,657 千円	0.5 人
総計	183,468 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、 事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)	159,491		一般財源	159,491	
	H20(決算)	171,128		一般財源	171,128	
	H21(決算)	176,631		一般財源	176,631	
	H22(予算)	179,811		一般財源	179,811	
平成22年度 事業費内訳	印刷製本費 51,000円 封筒印刷代 8.45円×6,000枚=50,700円 扶助費 179,760,000円 入院 12,000円×延べ 1,440人= 17,280,000円 通院 5,000円×延べ 31,200人=156,000,000円 生保 3,000円×延べ 2,160人= 6,480,000円					

事業シート (概要説明書) 事業名：障害者手当等給付事業(難病者援護費)					
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	入院療養者(延べ)	人	1,300	1,397	1,440
	通院療養者(延べ)	人	30,011	30,579	31,056
	生活保護受給者(延べ)	人	1,810	2,311	2,400
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	延べ一人あたりのコスト	円	5,277	5,258	5,258
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<p>指定疾患が年々増加しているため、その都度市のホームページ等を通じて周知し、対象となる方が申請の機会を失うことのないようにする。                  難病は治療方法が確立されておらず、国の実施している特定疾患研究事業により、療養者が療養の機会を確保し、一人でも多く難病の方が軽快者となるよう経済的支援によりバックアップしていく。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	療養者実人員	人	2,760	2,856	2,900
	軽快者(総数)	人	124	132	140
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>指定疾患及び対象者が年々増加しているが、療養者が通院しやすい環境により、軽快者を一人でも多くするよう、経済的支援を継続していく。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>近隣市すべてにおいて、額は違うものの難病者援護金の給付を実施している。                  通院と入院を区別して給付しているのは、松戸市、柏市、船橋市、鎌ヶ谷市、我孫子市、野田市で、一律に給付しているのが、市川市と流山市である。                  生活保護世帯に給付しているのは、松戸市、鎌ヶ谷市、野田市である。</p>				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>昭和48年4月1日施行                  平成5年から平成10年まで毎年1疾患追加、49疾患                  平成11年4月 4疾患追加                  平成12年から平成15年まで毎年1疾患追加、55疾患                  平成17年支給額変更及び所得制限の設定                      入院13,000円→12,000円、通院6,000円→5,000円                      生活保護4,000円→3,000円                      所得制限 前年の所得税課税年額 140,001円未満                  平成20年4月1日 税制改革による所得制限変更 140,001円未満→78,001円未満                  平成22年4月1日 10疾患追加、65疾患</p>				

難病者援護金市指定病名

	1	スモン	34	膿疱性乾癬
	2	ベーチェット病	35	広範脊柱管狭窄症
	3	重症筋無力症	36	原発性胆汁性肝硬変
	4	全身性エリテマトーデス	37	重症急性膵炎
	5	サルコイドーシス	38	特発性大腿骨頭壊死症
	6	再生不良性貧血	39	混合性結合組織病
	7	多発性硬化症	40	原発性免疫不全症候群
市	8	難治性の肝炎 (慢性肝炎、肝硬変)	41	特発性間質性肺炎
			42	網膜色素変性症
	9	筋萎縮性側索硬化症	43	プリオン病
	10	強皮症	44	原発性肺高血圧症
	11	皮膚筋炎及び多発性筋炎	45	神経線維腫症
市	12	悪性腎硬化症	46	バッド・キアリ症候群
	13	特発性血小板減少性紫斑病	47	亜急性硬化性全脳炎
	14	結節性動脈周囲炎	48	特発性慢性肺血栓栓症 (肺高血圧症)
	15	潰瘍性大腸炎		
	16	大動脈炎症候群	49	副腎白質ジストロフィー
	17	ビュルガー病	50	ライソゾーム病 (ファブリー病を含む)
	18	悪性関節リウマチ		
	19	天疱瘡	51	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)
	20	脊髄小脳変性症		
	21	クローン病	52	球脊髄性筋萎縮症
市	22	慢性腎炎(腎機能不全)	53	慢性炎症性脱髄性多発根神経炎
	23	パーキンソン病関連疾患 (進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)	54	肥大型心筋症
			55	拘束型心筋症
			56	ミトコンドリア病
	24	アミロイドーシス	57	リンパ管筋腫症(LAM)
市	25	進行性筋ジストロフィー症	58	重症多形滲出性紅斑(急性期)
	26	脊髄性筋萎縮症 2009年10月から 疾患名変更(脊髄性進行性筋萎縮症)	59	黄色靭帯骨化症
			60	間脳下垂体機能障害
	27	後縦靭帯骨化症		1. PRL分泌異常症
	28	ハンチントン病		2. ゴナドトロピン分泌異常症
	29	モヤモヤ病 (ウイルス動脈輪閉塞症)		3. ADH分泌異常症
	30	ウェグナー肉芽腫症		4. 下垂体性TSH分泌異常症
	31	シャイドレーガー症候群		5. クッシング病
	32	特発性拡張型(うっ血型) 心筋症		6. 先端巨大症
				7. 下垂体機能低下症
	33	表皮水泡症		※18歳未満方は対象(別紙)
				↓↓

※18歳未満方は対象			
1	ネフローゼ症候群(18歳未満)	3	膠原病(18歳未満)
2	悪性新生物(18歳未満)	4	先天性代謝異常(18歳未満)
5	※慢性心疾患のうち(18歳未満) ・ファロー四徴症・大血管転換(位)症・総動脈幹遺残(残遺)症、 ・三尖弁閉鎖又は狭窄症・単心室症・エプスタイン病・無脾症候群、 ・心内膜床欠損症(共通房室弁口症)・両大血管右室起始症、 ・タウシツヒビング症候群・大動脈弓遮断室・原発性肺高血圧症、 ・閉塞性心筋症・心内膜線維弾性症・心内膜心筋線維症・家族性心筋症、 ・特発性心肥大・心グリコーゲン蓄積症(ポンベ病)・慢性緊縮性心膜炎、 ・非リウマチ性後天性弁膜症、 ・川崎病による冠状動脈拡張及び川崎病による冠状動脈瘤		

事業シート (概要説明書)		事業名：障害者移動支援事業(心身障害者自動車燃料援護費)				
担当局名	健康福祉本部	予算事業名	身体障害者自動車燃料援護費			
担当部名	子育て担当部	上位施策 事業名	障害者移動支援事業	作成責任者		
担当課・係名	障害福祉課障害給付担当室			高橋 武夫		
事業開始年度	昭和55年度	根拠法令	松戸市心身障害者自動車燃料助成要綱			
実施方法	■直接実施					
	□業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者: )					
	□補助金〔直接・間接〕(補助先: 実施主体: )					
	□貸付(貸付先: ) □その他( )					
事業概要	目的 (何のために)	日常生活を営むうえで自動車の運行を必要とする心身障害者または、その扶養義務者に対して燃料の一部を助成することにより障害者の社会参加を助長することを目的とする。				
	対象 (誰・何を対象に)	① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次の障害の程度にある方 ・視覚障害 1級～3級、4級の1 ・下肢機能障害 1級～6級 ・聴覚障害 2級～3級 ・体幹機能障害 1級～5級 ・平衡機能障害 3級 ・内部障害 1級～3級 ・上肢機能障害 1級、2級 * 視覚障害4級のうち両眼の視野がそれぞれ5度以内のものは除く。 ② 療育手帳Aの2以上の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 ④ 戦傷病者手帳特別項症～第6項症(種別により異なる)の交付を受けている方				
	事業内容 (手段、手法など)	①支給制限 ・家族(扶養義務者)が障害者のために運転する場合は、当該年度の市民税所得割額が15万円未満の世帯に限る。本人は、制限なし。 ・福祉タクシーの助成を受けている方は対象外。 ②助成量: ガソリン車 20%/月 軽自動車・ディーゼル車 15%/月 ③支給方法: 随時・継続者は、7月下旬に1年分の給油券を郵送				
	事業の必要性	障害者の外出、社会参加を助長する観点から、自動車燃料を助成することにより、玄関先から目的地までを自動車により移動を容易にする本事業は有効であると考えます。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	97,006 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	3,657 千円		担当正職員	3,657 千円	0.5 人
総計	100,663 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		財源内訳	
	H19(決算)	107,769			一般財源	107,769
	H20(決算)	98,270			一般財源	98,270
	H21(決算)	81,160			一般財源	81,160
	H22(予算)	97,006			一般財源	97,006
平成22年度 事業費内訳	印刷製本費 47,000円	封筒印刷代 8.45円×5,500枚=46,475円				
	委託料 332,000円	電算処理事務委託料				
	扶助費 96,627,000円	ガソリン車 145円×379,950ℓ=57,992,750円				
		(〃)家族 145円×265,845ℓ=38,547,525円				
		ディーゼル車120円×720ℓ=86,400円				



事業シート (概要説明書) 事業名：障害者移動支援事業(心身障害者自動車燃料援護費)					
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	総助成量	ℓ	669,825	642,405	666,515
	本人給付(延べ)	人	19,997	19,871	20,532
	家族給付(延べ)	人	13,113	13,272	13,368
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	延べ一人あたりのコスト	円	3,078	2,559	2,969
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<p>対象となる障害者が年々増加しているため、障害手帳等の申請時に確実に制度説明を行い、対象となる方が申請の機会を失することのないようにする。</p> <p>バリアフリーに対する関心は高まっているが、障害者を取り巻く身近なバリアフリーは進んでいない状況の中で、障害者が一人でも多く外出し社会参加できる手段としては、自動車の活用は有効であるため、自動車燃料の一部を助成し経済的支援により障害者の社会進出をバックアップしていく。</p>				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	利用実人員	人	2,711	2,764	2,825
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>障害者を取り巻くバリアフリーが十分に進んでいない状況の中で、障害者が一人でも多く社会に出ていけるよう、経済的支援を継続していく。</p>				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	<p>近隣市では、柏市が年間一定量までのガソリンまたは軽油の税相当額を助成している。流山市では、毎月の一定量のガソリンまたは軽油の一部を助成している。千葉市では、一定額のチケットを年間一定枚数交付している。市川市、船橋市では実施していない。</p>				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>昭和55年10月1日施行</p> <p>平成20年8月1日 精神障害者福祉手帳1級の手帳所持者追加のため、助成量の変更  ガソリン車 25ℓ/月 → 20ℓ/月  軽自動車・ディーゼル車 20ℓ/月 → 15ℓ/月</p>				

事業番号2-5

事業シート (概要説明書)		事業名：青少年指導費(子どもの遊び場維持管理業務)				
担当局名	松戸市教育委員会	予算事業名	こどもの遊び場維持管理業務			
担当部名	生涯学習本部	上位施策 事業名	青少年自立支援事業	作成責任者		
担当課・係名	青少年課			越光 栄樹		
事業開始年度	昭和49年	根拠法令	児童福祉法第40条及びこどもの遊び場に関する要綱			
実施方法	■直接実施					
	■業務委託又は指定管理(委託先又は指定管理者：(有)西原造園)					
	□補助金〔直接・間接〕(補助先： 実施主体： )					
	□貸付(貸付先： ) ■その他(町会・自治会・子ども会・老人会など)					
事業概要	目的 (何のために)	公園の少ない地域に、安全に安心して子どもたちが遊べる場所を提供し、子どもの健全育成に資することを目的としています。				
	対象 (誰・何を対象に)	子どもが対象				
	事業内容 (手段、手法など)	こどもの遊び場は、平成22年10月末現在65ヶ所(73,242㎡)あり、国・県・市有地及び民有地があります。設置には町会や自治会など地域からの要望により、候補地の地権者と交渉し設置しております。維持管理といたしましては、職員による見回りや点検のほか、委託管理による高木の剪定や薬剤散布などを行っています。また、地域コミュニティ活動の推進及び地域の美観の向上を図るため、町会や自治会など37団体にも清掃作業活動を行っていただいています。このように地域の方々の協力も含めてより目の行き届いた維持管理に努めております。				
	事業の必要性	子どもの健康増進や情操教育のほか、地域の方々の交流の場として、また、災害時の一時避難場所など、多目的な意味合いからも必要であると考えております。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	16,511 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	6,583 千円		担当正職員	6,583 千円	0.9 人
	総計	23,094 千円		臨時職員他	千円	人
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		財源内訳	
	H19(決算)	14,894			一般財源 14,894	
	H20(決算)	12,452			一般財源 12,452	
	H21(決算)	11,185			一般財源 11,185	
	H22(予算)	16,511			一般財源 16,511	
22年度 事業費内訳						
予算内訳		千円				
報償費	1,656	委託料	2,425			
消耗品	230	使用料及び賃借料	3,451			
燃料費	113	工事請負費	3,894			
光熱水費	117	原材料費	22			
修繕費	4,500	備品購入費	30			
手数料	73	合計	16,511			
※ その他		固定資産税(土地)減免額	約 30,000 千円(33箇所)			

事業シート (概要説明書) 事業名：青少年指導費(子どもの遊び場維持管理業務)																																																				
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)																																															
	こどもの遊び場 箇所数	箇所	68	67	65																																															
単位当たりコスト (コスト総計/活動指標)	1箇所当たりコスト	円	279,926	265,194	355,292																																															
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	今までに遊び場内で起きた事故はございません。今後も引き続き安全な場所として子どもたちがいきいきと遊べるよう維持管理に努めます。																																																			
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)																																															
	こどもの遊び場 箇所数	箇所	68	67	65																																															
	こどもの遊び場 面積	m <sup>2</sup>	77,731	75,687	73,242																																															
	公園との箇所数比較 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>公園</th> <th>遊び場</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金</td> <td>32</td> <td>5</td> <td>牧ノ原</td> <td>29</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>新松戸北</td> <td>14</td> <td>1</td> <td>六実</td> <td>28</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>新松戸南</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>常盤平</td> <td>23</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>松戸</td> <td>36</td> <td>14</td> <td>小金原</td> <td>24</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>矢切</td> <td>42</td> <td>8</td> <td>馬橋</td> <td>30</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>稔台</td> <td>37</td> <td>9</td> <td>紙敷</td> <td>37</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td>合計</td> <td>349</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>					地区	公園	遊び場				小金	32	5	牧ノ原	29	3	新松戸北	14	1	六実	28	2	新松戸南	17	6	常盤平	23	5	松戸	36	14	小金原	24	3	矢切	42	8	馬橋	30	4	稔台	37	9	紙敷	37	5				合計	349
地区	公園	遊び場																																																		
小金	32	5	牧ノ原	29	3																																															
新松戸北	14	1	六実	28	2																																															
新松戸南	17	6	常盤平	23	5																																															
松戸	36	14	小金原	24	3																																															
矢切	42	8	馬橋	30	4																																															
稔台	37	9	紙敷	37	5																																															
			合計	349	65																																															
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	今後も現在の遊び場の維持管理に努めます。																																																			
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	平成22年度 ・船橋市(こどもの広場157箇所、児童遊園168箇所) ・市川市(児童遊園84箇所) ・柏市(こどもの遊び場38箇所、児童遊園11箇所) ・流山市(こどもの遊び場14箇所、児童遊園1箇所) となっております。																																																			
特記事項 (事業の沿革等)	昭和48年度に「こども課」(現在の青少年課)が誕生した。それまであった「ちびっ子広場」や「児童遊園」を統括して、昭和49年度から「こどもの遊び場」として維持管理業務が開始された。																																																			

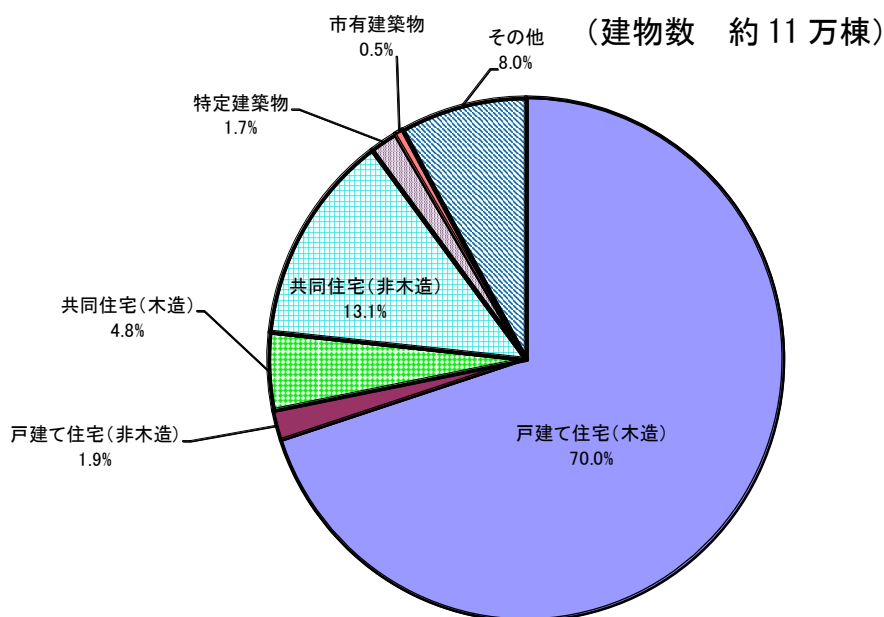
事業番号2-6

事業シート (概要説明書)		事業名：既存建築物耐震改修促進事業				
担当局名	都市整備本部	予算事業名	既存建築物耐震改修促進事業			
担当部名	都市緑花担当部	上位施策 事業名	松戸市耐震改修促進計画	作成責任者		
担当課・係名	建築指導課			課長 町山 雅則		
事業開始年度	平成21年度	根拠法令	松戸市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理（委託先又は指定管理者： ）					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕間接（補助先：市民 実施主体：市民 ）					
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）					
事業概要	目的 (何のために)	生活の拠点である戸建住宅の耐震化を促進するため。				
	対象 (誰・何を対象に)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象建物：①市内に存する昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(この内耐震性の無い対象木造住宅 34,300棟)</li> <li>②耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた住宅</li> </ul> ・対象者：上記住宅を所有し、かつ所得制限以内の市民				
	事業内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修設計に要する費用の1/3で5万円を限度</li> <li>耐震改修工事及び工事管理に要する費用の1/3で50万円を限度に補助をする。</li> </ul>				
	事業の必要性	過去の大地震において、建物の倒壊による人的被害が多いことから、住宅・建築物の耐震改修の促進は重要である。松戸市耐震改修促進計画（平成20年3月策定）によると、本市全体の耐震化率は約61.9%である。一方、木造戸建住宅の耐震化率は約55.6%で著しく低い。よって木造戸建住宅の耐震化率の向上のため、助成制度を制定し耐震化の促進を図る。 また、耐震改修を行った際、適用する所得税額の特別控除については、地方公共団体が住宅耐震改修に対する補助事業を行っている地域に限定されるため当制度は必要となる。				
コスト	平成22年度（実績）		人件費			
	事業費	11,000 (550) 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	2,413 (120) 千円		担当正職員	2,413 千円	0.33 人
総計	13,413 (670) 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)					
	H20(決算)					
	H21(決算)	0		0	0	
	H22(予算)	11,000		国、県補助 4,950千円	一般財源 6,050千円	
平成22年度 事業費内訳	耐震改修補助金 合計 11,000千円 (内訳) 耐震改修設計費 50千円×20件＝1,000千円 耐震改修工事費および監理費 500千円×20件＝10,000千円					

事業シート (概要説明書)		事業名：既存建築物耐震改修促進事業																																																		
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度	H21年度	H22年度																																															
	補助金申請件数	件		0	1																																															
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	補助金申請1件当たりのコスト	千円		—	670																																															
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	木造戸建住宅の耐震化目標 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>.....</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>目標</td> <td>55.60%</td> <td>59.90%</td> <td>64.20%</td> <td>68.50%</td> <td>.....</td> <td>90.00%</td> </tr> <tr> <td>改修助成申請件数</td> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>20件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 差34.4% (建替え等19.8% 改修14.6%)						年度		H19	H20	H21	H22	.....	H27	耐震化率	目標	55.60%	59.90%	64.20%	68.50%	.....	90.00%	改修助成申請件数	目標	—	—	20件	20件																								
年度		H19	H20	H21	H22	.....	H27																																													
耐震化率	目標	55.60%	59.90%	64.20%	68.50%	.....	90.00%																																													
改修助成申請件数	目標	—	—	20件	20件																																															
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	木造戸建住宅の耐震化状況 (H22.11.1現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>.....</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化率</td> <td>現状</td> <td>55.60%</td> <td>57.00%</td> <td>58.40%</td> <td>59.30%</td> <td>.....</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>改修助成申請件数</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐震診断助成申請件数</td> <td></td> <td>17件</td> <td>15件</td> <td>11件</td> <td>7件</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						年度		H19	H20	H21	H22	.....	H27	耐震化率	現状	55.60%	57.00%	58.40%	59.30%	.....	—	改修助成申請件数	実績	—	—	0件	1件			耐震診断助成申請件数		17件	15件	11件	7件																
年度		H19	H20	H21	H22	.....	H27																																													
耐震化率	現状	55.60%	57.00%	58.40%	59.30%	.....	—																																													
改修助成申請件数	実績	—	—	0件	1件																																															
耐震診断助成申請件数		17件	15件	11件	7件																																															
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」の補助制度を活用した耐震改修助成制度の利用者は創設年度の平成21年度においては0件であり、平成22年度においても10月末現在で1件の申請に留まっている。今後、平成22年度より創設された国の「社会資本整備総合交付金」を活用し、この助成制度を多くの市民の方に活用して頂くために所得制限の見直しを行い、より利用しやすい制度となる様改善する。																																																			
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	近隣市の耐震改修助成事業の実施状況 (木造住宅) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村名</th> <th rowspan="2">開始年度</th> <th colspan="2">実績 (件数)</th> <th colspan="2">所得制限</th> </tr> <tr> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>有</th> <th>無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千葉市</td> <td>H17</td> <td>未公表</td> <td>未公表</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船橋市</td> <td>H20</td> <td>未公表</td> <td>未公表</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市原市</td> <td>H18</td> <td>未公表</td> <td>未公表</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市川市</td> <td>H20</td> <td>7</td> <td>5</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>柏市</td> <td>H20</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>松戸市</td> <td>H20</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※千葉市は所得制限が有るが、前年度の総所得が600万円以下 (共有の場合は所有者全員の合計) の方となっており本市より制限が緩やか。						市町村名	開始年度	実績 (件数)		所得制限		H20	H21	有	無	千葉市	H17	未公表	未公表	○		船橋市	H20	未公表	未公表		○	市原市	H18	未公表	未公表		○	市川市	H20	7	5		○	柏市	H20	10	5	○		松戸市	H20	—	0	○	
市町村名	開始年度	実績 (件数)		所得制限																																																
		H20	H21	有	無																																															
千葉市	H17	未公表	未公表	○																																																
船橋市	H20	未公表	未公表		○																																															
市原市	H18	未公表	未公表		○																																															
市川市	H20	7	5		○																																															
柏市	H20	10	5	○																																																
松戸市	H20	—	0	○																																																
特記事項 (事業の沿革等)	(耐震改修補助の考え方) 耐震改修は、自助が原則であり、建物所有者によって行われることが基本であると考えますが、改修工事には相当の費用負担が生じることから、公助として所得制限を設け限定的ではありますが、国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」の補助制度を活用し、耐震改修に関する助成制度を制定した。																																																			

# 市内の建物構成概要

(耐震改修促進計画 H20年3月)



## 耐震化の状況

(耐震改修促進計画 H20.3)

建物用途			棟数	比率	耐震性有	耐震化率
住宅	戸建住宅	木造	77,300	70.0%	43,000	55.6%
		非木造	2,100	1.9%	1,100	52.4%
	共同住宅	木造	5,300	4.8%	3,400	64.2%
		非木造	14,500	13.1%	13,500	93.1%
	計		99,200	89.8%	61,000	61.5%
民間特定建築物	法第6条第1号	学校、病院、集会場、老人ホーム等	1,900	1.7%	1,580	83.2%
	法第6条第2号	危険物の貯蔵等を行う建物	17	0.02%	9	52.9%
	計		1,917	1.7%	1,589	82.9%
市有建築物			591	0.5%	379	64%
合計			101,708		62,968	61.9%
その他(促進計画に入らない建物)			8,789	8.0%	—	—
総合計			110,497	100%	—	—

## 耐震事業の流れ（概要）



事業番号2-7

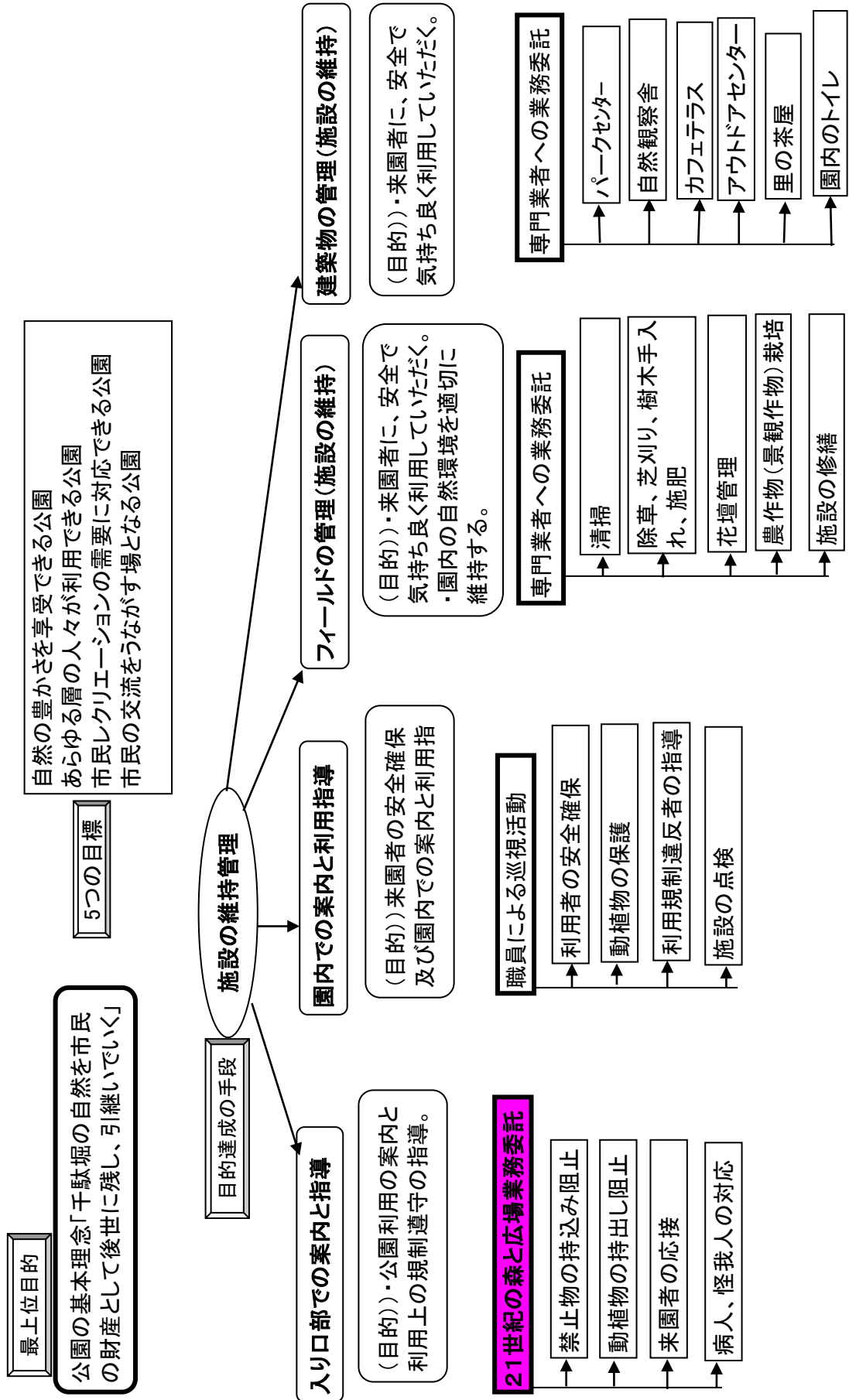
事業シート (概要説明書)		事業名：21世紀の森と広場維持管理業務(21世紀の森と広場業務委託)				
担当局名	都市整備本部	予算事業名	21世紀の森と広場業務委託			
担当部名	都市緑花担当部	上位施策事業名	21世紀の森と広場維持管理業務	作成責任者		
担当課・係名	公園緑地課			原田 正一		
事業開始年度	平成5年度	根拠法令	都市公園法第二条の三、松戸市都市公園条例第五条及び第六条			
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託又は指定管理 (委託先： 日月警備保障(株) )					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： 実施主体： )					
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	①来園者への案内(施設案内、入園者の把握、落とし物や迷子への対応他) ②利用規制の遵守指導(自転車・バイク等乗入れ禁止、危険物持込み禁止、ペットを連れての入園禁止、動植物の持込み・持出し禁止他) ③門の開閉 等を行い、来園者に気持ちよく公園を利用していただくとともに、園内の自然環境の維持に努めることを目的としている。				
	対象 (誰・何を対象に)	・市民及び他市町村からの来園者。 ・21世紀の森と広場50.5ヘクタルの自然環境。				
	事業内容 (手段、手法など)	①に対する対応 ・施設や利用方法についての問合せに説明を行う。 ・入園者の把握を行う。 ・落とし物や迷子、病人の発生等に対し、連絡用無線機にてパークセンターと連絡をとり対応する。 ・ドクターヘリの飛来時や各種注意報が出た場合の表示板の掲示や撤去を行う ②に対する対応 ・来園者が利用規制に違反する物(自転車、バイク、ペット、その他動植物、危険物他)を持込まないように、また園内の動植物を持出さないよう、案内所にて案内及び指導を行う。 ③に対する対応 ・開園時間に合わせた門の開閉及び各施設の利用時間案内板の差換え				
	事業の必要性	・来園者へのサービス向上 ・来園者の安全確保 ・自然環境の維持 のためには、入り口での案内と指導は必要である。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	12,700 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	914 千円		担当正職員	914 千円	0.125 人
総計	13,614 千円	臨時職員他		千円	人	
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合		財源内訳	
	H19(決算)	36,267			一般財源 36,267	
	H20(決算)	35,780			一般財源 35,780	
	H21(決算)	35,552			一般財源 35,552	
	H22(予算)	12,700			一般財源 12,700	
平成22年度 事業費内訳	ゲート管理 ◎中央ゲート1名配置・年間362日勤務 3,765,515円 ◎西口ゲート1名配置・年間362日勤務 3,765,515円 ◎北口ゲート1名配置・年間362日勤務 3,765,515円 ◎南口ゲート1名配置・年間117日勤務 1,213,155円 ●合計12,509,700円					

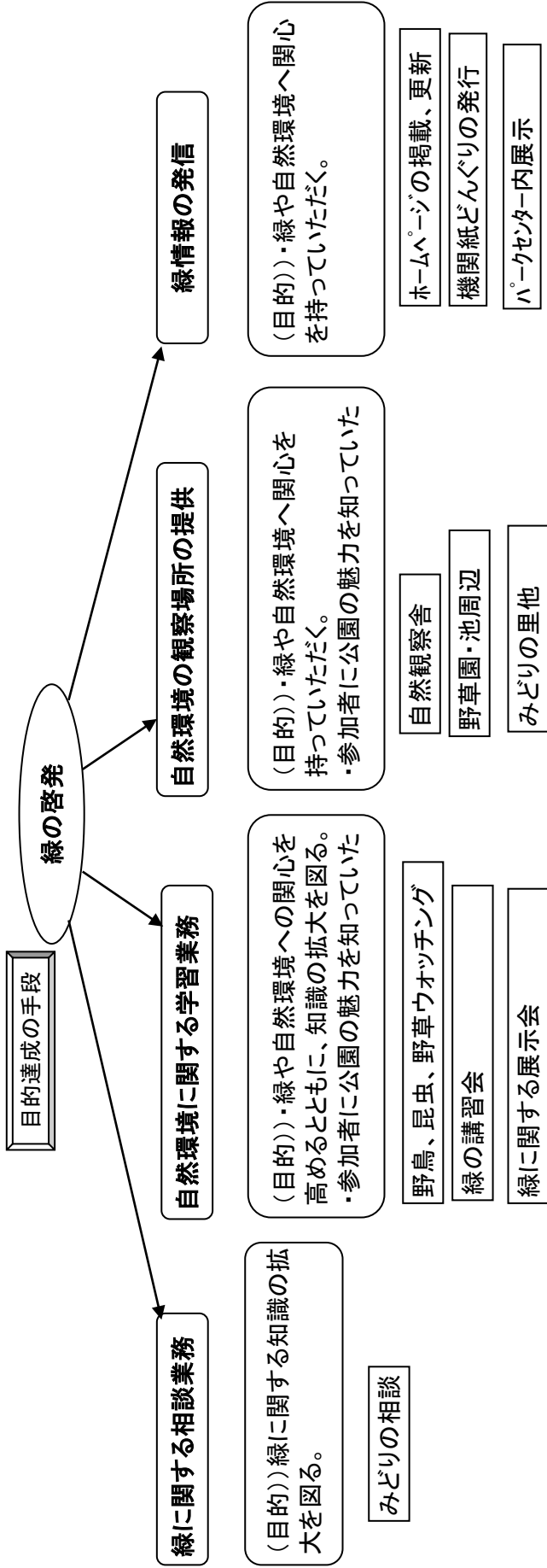


事業番号2-7

事業シート (概要説明書)		事業名：21世紀の森と広場維持管理業務(21世紀の森と広場業務委託)								
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度	H21年度	H22年度					
	公園入園者数	人	604,670人	651,272人	325,760人 (9月末現在)					
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	コスト総計/入園者数		60円/人	56円/人						
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用規制違反者の数0人を目指す。</li> <li>・事故発生件数0件を目指す。</li> <li>・来園者の満足度 90%を目指す。</li> </ul>									
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度	H21年度	H22年度					
	利用規制違反者数	件	2件	1件	8件 (10月現在)					
	事故発生件数	件	0件	0件	0件					
	来園者の満足度 (アンケート調査による)	%	参考 H8年度 94%	89%	—					
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	<p>平成21年度までは松戸市施設管理公社により当事業を行っており、6ゲート全箇所にて2～1名のゲート員を配置し、来園者の安全確保のための園内巡視も行っていった。21年度での施設管理公社廃止に伴う事業の見直しにより、6箇所から3箇所への大幅な人員配置箇所の削減や1箇所当たりの配置人員を1人に減らし、園内巡視については業務内容より除いた。</p> <p>これにより2000万円以上の経費節減を図ることが出来た。</p> <p>ただし、これまで発生した殆ど無かった利用規制物の持込みや自転車の乗入れも増加している。今後は現状のゲート員配置状況の中で、来園者に利用規制を遵守していただく工夫を行うとともに、園内の自然環境の維持に努める。</p>									
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	公園名	運営管理者 (H22年度)	面積	開園時間 (冬季)	入園料	ゲート案内所	ゲート員配置	ゲート管理者 (開閉門)	ゲート数	年間入園者数 (H21年度)
	船橋アンデルセン公園	(財)船橋市公園協会 (指定管理)	28.5ha	9:30～16:00 土日等～17:00	有料	有	有	同左	2	約55万1千人
	泉自然公園	千葉市若葉公園緑地事務所(指定管理)	42.5ha	8:30～17:00 (8:30～16:30)	無料	無	無	職員	1	不明
	千葉市昭和の森	地権者による協働会 (指定管理)	100.9ha	8:30～17:00 (8:30～16:30)	無料	無	無	地権者による協働会	3	推計40万人
	あけぼの山農業公園	(財)柏市都市振興公社(指定管理)	14.9ha	9:00～17:00 市民農園は開放	無料	無	無	-	2	推計70万人
特記事項 (事業の沿革等)	<p>ゲート管理については、平成5年の開園当時は職員による直接管理を行っていたが、半年後より財団法人松戸市施設管理公社への委託に移行した。業務内容は6箇所のゲートに2～1名のゲート員を配置するほか、園内の安全確保のための巡視要員を含めたものであった。以後、平成21年度までこの体制が続いたが、平成22年3月の施設管理公社解散に伴い民間業者への公募型指名競争入札に切替え、現在は民間警備会社が業務にあっている。この際に行った大幅な業務見直しにより、ゲート員配置箇所を6箇所から3箇所(土日祝日は4箇所)に変更した。また、園内の巡視については再任用職員による対応に変更した。</p>									
	ゲート員配置状況比較表									
		中央口	西口	北口	南口	博物館口	五本木口			
	H5～H21年度	2人	2人	2人	1人	1人	1人			
H22年度	1人	1人	1人	無人・土日祝日のみ1人	無人	無人				

## 21世紀の森と広場・建設と運営維持管理





# 21世紀の森と広場



## ガイドマップ



**ご利用案内**

●開園時間  
 午前9時～午後5時  
 ＊7月21日～8月20日  
 午前9時～午後6時30分  
 ＊11月1日～2月末日  
 午前9時～午後4時30分

●休日  
 12月30日・31日・1月1日

なるべく電車・バスを利用し、ご来園下さい。



自然を大切にしています

ゴミはお持ち帰り下さい。ペットをつれての入園は、できません。

事業シート (概要説明書)		事業名：すぐやる対応事業				
担当局名		予算事業名	すぐやる対応事業			
担当部名		上位施策 事業名	すぐやる対応事業	作成責任者		
担当課・係名	すぐやる課			吉岡 義夫		
事業開始年度	昭和44年度	根拠法令				
実施方法	■直接実施					
	■業務委託又は指定管理 (委託先又は指定管理者：(株)湯浅建設 松戸市日暮5-25 )					
	□補助金〔直接・間接〕 (補助先： ) 実施主体： ( )					
	□貸付 (貸付先： ) □その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	緊急を要する各種要望に対して、機動性をもって即応し、安全かつ快適な生活環境の維持、向上を図る。				
	対象 (誰・何を対象に)	緊急を要する各種要望等を依頼する市民				
	事業内容 (手段、手法など)	<p>【詳細は別紙参照】</p> <p>各種要望の処理にあたり、すぐやる課の業務スタンスは、危険回避要望と不快解消要望とに区分されます。</p> <p>現地で直接、要望者からの内容を聞き、当課で処理できるか、危険性はあるか、安全第一に作業できるか等、総合的に判断し対応を図ります。</p> <p>また、他課にまたがる要望内容につきましても、適切に交通整理をしまして、要望者了解のもと、他課との連絡調整にあたっております。</p>				
	事業の必要性	市民サービスの原点は、市民と直接対話することと考えています。市民と行政のパートナーシップとして、この事業は身近な存在であり、今後もその役割を果たしていきたいと考えます。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	21,260 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	80,454 千円		担当正職員	80,454 千円	11 人
	総計	101,714 千円		臨時職員他	千円	人
事業費 (財源内訳・ 単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合	財源内訳		
	H19(決算)	17,334		一般財源	17,334	
	H20(決算)	15,457		一般財源	15,457	
	H21(決算)	17,813		一般財源	17,813	
	H22(予算)	21,260		一般財源	21,260	
平成22年度 事業費内訳	<委託業務>		16,212千円	・専門的な技術を要する作業 (側溝、側溝蓋の補修等)		
	<処理業務>		5,048千円	・側溝清掃後の残土処理等		
				・各種要望に対し業務遂行に必要な事業用資材費等		

事業シート (概要説明書)		事業名：すぐやる対応事業			
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	危険回避・不快解消要望処理件数	件	3,676	3,296	3,270
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	コスト総計/危険回避・不快解消要望処理件数	円	28,080	32,032	31,104
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	市民からの要望により、身近な問題解決として、平成21年度、3,296件、平成22年度上半期で、2,336件の要望を処理しております。また、後期基本計画策定のため、「あなたの想いを聴くインタビュー」を平成20年度に実施した結果、300名中43名の方が、すぐやる課を「松戸市を代表するもの」として、回答されました。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	松戸市を代表するもの(すぐやる課) / 公募市民他300名	%	14.3		
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	「すぐやらなければならないもので、すぐやる得るものは、すぐにやります」をモットーに発足した「すぐやる課」であります。今現在も“すぐやる精神”(市民に奉仕する気持ち)で市民からの要望に迅速に対応を図っております。複雑多岐にわたる要望の中で、行政では対応できない要望もありますが、自分で出来ること、また、地域で出来ること等々、市民の自助・自立精神を高められればと考えております。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	自治体名	H22事業費	現職員数	事業内容	備考
	世田谷区役所(すぐやる課)	3,682,000円	7名	区民からの相談に対して、基本的には現地へ行き、相談者から話を伺いながら状況を確認する。その内容に基づき、担当部署に処理依頼する。	H21. 相談件数 7,061件
	葛飾区役所(すぐやる担当課)	2,768,000円(9月末)	14名	区民からの相談に対して、迅速に対応を図るため、現地で相談者のお話を伺いながら状況を確認する。ハチの巣駆除以外は担当部署に依頼し、相談者には対応結果や途中経過を報告する。	H22. 相談件数(9月末) 1,713件
	常陸大宮市(すぐ対応課)	9,820,000円	7名	市民からの相談を受け、まずは現地を確認する。関係課に連絡を入れ、同課で処理可能と判断すれば即対応する。処理できない相談については、関係課と連携し対応を図る。	H21. 相談件数 1,892件
特記事項 (事業の沿革等)	<p>第9代市長、松本清市長の発案で昭和44年10月6日「すぐやる課」が発足される。</p> <p>昭和54年 すぐやる課満10年 要望処理3万件を突破</p> <p>昭和63年 すぐやる課発足20年 要望処理6万件を突破</p> <p>平成13年 すぐやる課発足から要望処理10万件を突破</p> <p>平成21年 すぐやる課40周年記念イベントを開催</p>				

すぐやる課 年度累計要望取扱報告書

平成19年度  
自4月1日  
至3月末

		要望等の種別	処理件数	構成比(%)
要 望 種 別	土	側溝補修	57	
		暗渠ヒューム管補修		
	木	側溝蓋補修	323	
		集水桝補修	9	
	関 係	道路補修	177	
		側溝清掃	125	
		残土処理	112	
		その他土木	43	
		小 計	846	22.88%
	及 び	清 掃	道路清掃	12
放置物処理			30	
動物死体処理		441		
小 計		483	13.06%	
件 数	動 物	スズメ蜂等駆除	1,593	
		その他動物処理	333	
	小 計	1,926	52.08%	
そ の 他	各種市民要望	各種市民要望	79	
		他課通報処理	364	
	小 計	443	11.98%	
		合 計	3,698	100.00%
		前年度同時期	3,723	

すぐやる課 年度累計要望取扱報告書

平成20年度  
自4月1日  
至3月末

		要望等の種別	処理件数	構成比(%)
要 望 種 別	土	側溝補修	62	
		暗渠ヒューム管補修		
	木	側溝蓋補修	357	
		集水桝補修	10	
	関 係	道路補修	93	
		側溝清掃	85	
		残土処理	81	
		その他土木	19	
		小 計	707	19.23%
	及 び 件 数	清 掃	道路清掃	8
放置物処理			13	
動物死体処理		395		
小 計		416	11.32%	
動 物	スズメ蜂等駆除	1,756		
	その他動物処理	338		
	小 計	2,094	56.96%	
そ の 他	各種市民要望	110		
	他課通報処理	349		
	小 計	459	12.49%	
		合 計	3,676	100.00%
		前年度同時期	3,698	



すぐやる課 年度累計要望取扱報告書

平成21年度  
自4月1日  
至3月末

		要望等の種別	処理件数	構成比(%)	
要 望 種 別	土	側溝補修	40		
		暗渠ヒューム管補修			
	木	側溝蓋補修	355		
		集水桝補修	8		
	関 係	道路補修	73		
		側溝清掃	66		
		残土処理	55		
		その他土木	24		
			小 計	621	18.84%
	及 び 件 数	清 掃	道路清掃	8	
放置物処理			6		
動物死体処理		405			
		小 計	419	12.71%	
動 物	スズメ蜂等駆除	1,559			
	その他動物処理	327			
			小 計	1,886	57.22%
そ の 他	各種市民要望	108			
	他課通報処理	262			
			小 計	370	11.23%
		合 計	3,296	100.00%	
		前年度同時期	3,676		

すぐやる課 年度累計要望取扱報告書

平成22年度  
4月1日～  
9月末日

		要望等の種別	処理件数	構成比(%)
要 望 種 別	土	側溝補修	19	
		暗渠ヒューム管補修		
	木	側溝蓋補修	136	
		集水桝補修	17	
		道路補修	37	
	関	側溝清掃	23	
		残土処理	19	
	係	その他土木	8	
		小 計	259	11.09%
	及 び	清 掃	道路清掃	2
放置物処理			1	
動物死体処理		235		
小 計		238	10.19%	
件 数	動 物	スズメ蜂等駆除	1,453	
		その他動物処理	202	
	小 計	1,655	70.85%	
そ の 他	各種市民要望	各種市民要望	50	
		他課通報処理	134	
	小 計	184	7.88%	
合 計			2,336	100.00%
前年度同時期			2,353	

スズメ蜂等駆除件数比較表

【平成19年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
スズメ	0	37	45	113	191	116	63	23	4	0	0	0	592
キロススメ			6	24	39	9	3	2					83
コガタスズメ		37	38	82	120	84	48	17	4				430
ヒメスズメ			1	6	30	15	3	1					56
オオスズメ				1	1	8	6	3					19
クロススメ					1		3						4
足長	4	33	69	150	359	150	31	8					804
蜜蜂	11	16	5	6	6	4	7		2			1	58
その他	2	12	20	25	37	17	9	8	1	4		4	139
合計	17	98	139	294	593	287	110	39	7	4	0	5	1,593

スズメ蜂等駆除件数比較表

【平成20年度】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
スズメ	1	45	51	111	133	168	71	20	7	1	0	0	608
キロススズメ		1	1	26	31	28	5	3	1				96
コガタスズメ		41	48	82	94	121	51	16	6	1			460
ヒメスズメ		2		2	6	11	5						26
オオスズメ	1	1	2	1	2	8	6						21
クロススズメ							4	1					5
足長	12	35	35	190	269	265	63	6	2			1	878
蜜蜂	28	18	13	6	9	3	7	1	2	1		2	90
その他	12	14	18	34	22	51	16	5	2	2	1	3	180
合計	53	112	117	341	433	487	157	32	13	4	1	6	1,756

スズメ蜂等駆除件数比較表

【平成21年度】

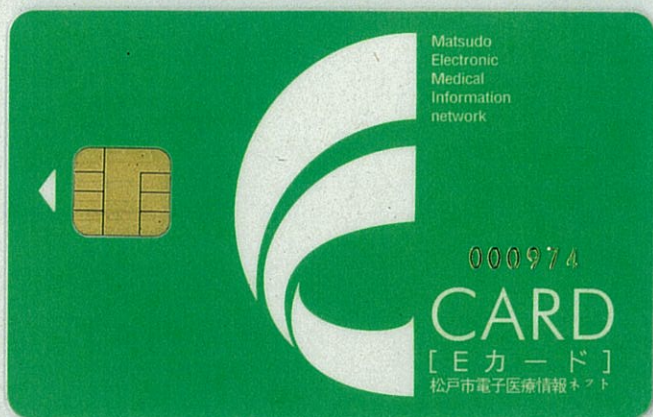
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
スズメ	2	38	48	93	129	133	41	5	5	1	0	0	495
キロスズメ			3	39	44	35	6	1					128
コガタスズメ	2	38	45	53	65	60	25	3	5	1			297
ヒメスズメ				1	15	28	2						46
オオスズメ					2	10	7	1					20
クロスズメ					3		1						4
足長	32	26	67	184	280	177	51	6					823
蜜蜂	10	17	11	20	8	4	2	1	1	1	1		76
その他	16	15	14	23	38	26	11	6	4	3	1	8	165
合計	60	96	140	320	455	340	105	18	10	5	2	8	1,559



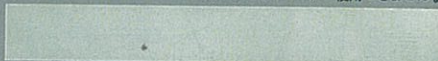
事業シート (概要説明書)		事業名：地域医療計画推進事業(電子医療情報ネットワークシステム管理委託業務)				
担当局名	健康福祉本部	予算事業名	電子医療情報ネットワークシステム管理委託業務			
担当部名		上位施策事業名	地域医療計画推進事業	作成責任者		
担当課・係名	企画管理室			町山・関口		
事業開始年度	平成14年度	根拠法令				
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	■業務委託 (委託先：(株)NTTデータ・エム・シー・エス )					
	<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕 (補助先： ) 実施主体： )					
	<input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先： ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
事業概要	目的 (何のために)	患者が特定した参加医療機関の医師等が、いつでも同じ内容の情報を見て診療にあたることのできるシステムの管理を目的としている。 このシステムにより、緊急時にかかりつけでない病院に運ばれても参加医療機関であれば、これまでの診療経過を見て治療を受けることができ、患者の希望があればシステム上の診療情報をみることができる。				
	対象 (誰・何を対象に)	市民及び市内医療機関等				
	事業内容 (手段、手法など)	患者の同意を得て診療、検査記録等をコンピュータに入力、参加医療機関相互で電子化された診療情報を専用回線で共有するシステム。不正アクセスを防ぐため、専用回線(地域IP網)を使用し、パソコンの起動は医師の指紋認証、システムへのログインはIDとパスワードを使用している。 患者が登録するには、主治医と相談し、登録同意書に特定した参加医療機関を記入・押印のうえ、主治医に渡し登録の申込みを行い、一週間程度で医師からICカードを患者に手渡す。 なお、システムの利用にあたっては、このICカードが必要であり、登録にかかる患者の費用負担はない。				
	事業の必要性	診療情報をやり取りすることで、検査や処方重複を防ぐことができ、また、登録患者の6割以上の方が60歳以上となっているため、特に在宅医療や訪問看護関連での必要性は高い。				
コスト	平成22年度		人件費			
	事業費	11,663 千円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	44 千円		担当正職員	44 千円	0.006 人
	総計	11,707 千円		臨時職員他	千円	人
事業費 (財源内訳・単位千円)	年度	総額	実施方法が補助金の場合、事業費の負担割合			財源内訳
	H19(決算)	12,976			一般財源	12,976
	H20(決算)	12,451			一般財源	12,451
	H21(決算)	11,663			一般財源	11,663
	H22(予算)	11,663			一般財源	11,663
平成22年度事業費内訳	委託料 (サーバー管理費等) 11,663千円					

事業シート (概要説明書) 事業名: 地域医療計画推進事業(電子医療情報ネットワークシステム管理委託業務)					
事業実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	登録患者数	人	1,464	1,572	1,680
	参加機関数	機関	46	47	48
単位当りコスト (コスト総計/活動指標)	一人当たりのコスト/	円	7,996.6	7,447.2	6,968.5
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な評価で示す)	登録者数において、平成14年(6月)には362名であり、その後、20年3月末には1,343人、平成21年3月末1,464人、平成22年3月末1,572人と、ここ3年間で毎年100人程度増えている。今後も、引き続き松戸市医師会に協力しPR活動を行い、登録者数・参加機関数の拡充に努める。				
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H20年度(実績)	H21年度(実績)	H22年度(目標)
	登録患者数	人	1,464	1,572	1,680
	参加機関数	機関	46	47	48
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	今後については、登録者の拡充、参加医療機関の拡大、特定健康診査受診データとの共有を検討するとともに、現在、千葉県において地域医療連携パスの情報共有基盤のIT化を主な目的に検討されている「医療機関ITネット整備事業」との互換性等の検討をしていく。				
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	県立東金病院「わかしお医療ネットワーク先進的医療連携・遺伝子診療モデル事業」等				
特記事項 (事業の沿革等)	<p>本事業は、国(経済産業省)の外郭団体である(財)医療情報システム開発センターの公募事業「先進的情報技術活用型医療機関等ネットワーク化推進事業」に採択され、平成12年度補助対象事業として松戸市医師会が受託し、平成13年度において松戸市立病院、健康福祉本部が支援しシステムを構築した。</p> <p>事業名称については、「在宅医療・慢性疾患のための地域共有電子カルテシステム」であったが、平成14年6月1日から本来のカルテとは意味合いが異なることから、「電子医療情報ネットワーク(EMInet)」と命名。</p> <p>※参加機関 当初=41機関(公立病院2、民間病院9、診療所28、訪問看護2) 平成21年度末 47機関(公立病院2、大学病院1、民間病院6、診療所31、訪問看護3、薬局4)</p>				





AUTHORIZED SIGNATURE(ご署名)署名のないカードは使用できません。



- このカードは、ご本人以外は使用できません。
- このカードの所有権は(社)松戸市医師会に属し、他人に貸与・質入・譲渡することはできません。
- (社)松戸市医師会からの要求があった場合は、直ちにご返却いただきます。
- このカードを拾得された方は、直ちに下記までご連絡ください。

(社)松戸市医師会  
〒271-0072  
千葉県松戸市竹ヶ花45-53  
TEL 047-368-2255